名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書

令 和　2 年　3 月

八幡市教育委員会

序

松花堂庭園は、昭和 52 年（1977）に八幡市（当時の八幡町）が購入し、現在は八幡市立松花堂庭園として公開しています。平成 26 年 10 月、松花堂庭園の内園全域と外園の一部が、「松花堂及び書院庭園」として国の名勝に指定されました。

八幡市が誇るこの貴重な文化遺産を後世により良い形で残していくため、この度、「名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書」を作成いたしました。本計画が、名勝の保存と活用を図るための指針となり、名勝の歴史をたどる上での資料となることはもとより、地域の皆さまが郷土の歴史や文化を愛し、誇りに感じる心を深める一助となれば幸いです。

結びに、本計画の策定に際して、専門的見地からご協議いただきました保存活用計画策定委員会の委員の皆さま、並びにご指導、ご協力を賜りました文化庁、京都府教育庁をはじめとする関係機関の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和２年３月

八幡市教育委員会

教育長　谷口　正弘

例　言

１．本計画は、京都府八幡市八幡女郎花に所在する名勝松花堂及び書院庭園の保存管理、活用、整備、運営に関する方針を示した、保存活用計画である。

２．本計画の策定は、八幡市教育委員会が、平成29・30・令和元年度の３か年にわたり、名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁と京都府の指導のもと、委員会の指導・助言を受けて実施した。

３．本計画の策定に係る事務は、八幡市教育委員会文化財保護課が行い、現地調査や資料整理、分析検討などの諸作業は、株式会社空間文化開発機構に委託して行った。

４．本計画に掲載した写真・図版のうち、八幡市教育委員会及び八幡市が所蔵、作成したものについては、出典の記載を省略している。

５．本計画では、名勝松花堂及び書院庭園に関係する用語について以下のように整理し、統一を図った。

○**「松花堂」**：建造物としての松花堂を指す。史跡「松花堂およびその跡」を構成する要素であり、京都府指定有形文化財（建造物）である。草庵、茶室、方丈等を冠する場合もある。
○**「松花堂露地」**：松花堂の庭を指す。史跡「松花堂およびその跡」を構成する要素である。
○**「史跡松花堂」**：史跡「松花堂およびその跡」指定地のうち、現存する「松花堂」と「松花堂露地」を指す。なお、「松花堂およびその跡」は、本計画の対象範囲に現存する「松花堂」「松花堂露地」と、石清水八幡宮境内にある泉坊跡地・松花堂跡地をあわせ、旧宅とみて史跡に指定したもの。
○**「泉坊書院」「泉坊玄関」**：かつて石清水八幡宮境内に存在した泉坊の客殿から移築したとされる書院と玄関を指す。京都府登録有形文化財（建造物）。歴史的経過を説明する際、必要に応じて「泉坊客殿」の語を用いることがある。また、登録文化財として言及する場合は、登録名称を反映し「松花堂　書院・玄関」を用いる。
○**「書院」「書院建物」**：明治期の建造物である書院を指す。この書院の一部が、先に示した「泉坊書院」「泉坊玄関」にあたる。
○**「内園」**：名勝「松花堂及び書院庭園」の中核をなす区域を指す。明治期に「松花堂」「松花堂露地」「書院」を含む邸宅として整備された範囲と考えられる。「東車塚庭園」とも。
○**「外園」**：「内園」の周囲をとりまく庭園を指す。３棟の茶室、美術館別館等を含む。
○**「松花堂及び書院庭園」「名勝指定地」**：計画対象範囲の西辺に位置する表門（旧正門）から「内園」へとつながる通路に、「内園」をあわせた、鉤型の区域を指す。「松花堂及び書院庭園」は、名勝としての指定名称である。
○**「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」「松花堂庭園・美術館」**：八幡市が管理運営する施設を指す。名勝指定地を含む庭園、美術館に、広場、駐車場等が付属する。

目　　次

第１章　保存活用計画策定の沿革・目的 ･･････････････････････････････････････ 1
１－１　保存活用計画策定の背景と目的 ･･････････････････････････････････････ 1
１－２　委員会の設置と検討の経過 ･･ 2
1-2-1　委員会の設置 ･･ 2
1-2-2　検討の経過 ･･ 4
１－３　保存活用計画の位置づけ ･･ 5
１－４　保存活用計画の実施 ･･ 6
1-4-1　保存活用計画の対象範囲 ･･ 6
1-4-2　保存活用計画の発効 ･･ 7

第２章　名勝松花堂及び書院庭園を取り巻く環境 ･･････････････････････････････ 8
２－１　八幡市の位置とアクセス ･･ 8
２－２　自然環境 ･･ 9
2-2-1　気候 ･･ 9
2-2-2　地形・水系・地質 ･･ 10
2-2-3　自然災害 ･･ 12
２－３　歴史環境 ･･ 13
2-3-1　八幡市の歴史 ･･ 13
2-3-2　八幡市内の文化財 ･･ 15
２－４　社会環境 ･･ 18
2-4-1　人口・世帯数 ･･ 18
2-4-2　土地利用 ･･ 19
2-4-3　法規制 ･･ 22
2-4-4　交通体系 ･･ 24
2-4-5　文化施設・観光資源 ･･ 26
2-4-6　学校・教育 ･･ 29
2-4-7　上位計画・関連計画 ･･ 30

第３章　名勝松花堂及び書院庭園の概要 ･･････････････････････････････････････ 35
３－１　指定に至る経緯 ･･ 35
３－２　指定等の状況 ･･ 36
3-2-1　史跡及び名勝仮指定 ･･ 36
3-2-2　史跡指定 ･･ 37
3-2-3　名勝指定 ･･ 40
3-2-4　その他の文化財指定等 ･･ 44
３－３　指定地の所有・管理等の状況 ･･ 46

3-3-1　指定範囲と所有状況 46
3-3-2　指定地の管理状況 50
３－４　これまでの調査研究状況と関連刊行物・関連資料 51
3-4-1　これまでの主な調査 51
3-4-2　その他の調査研究・刊行物 51
3-4-3　松花堂に関する資料 53
３－５　名勝松花堂及び書院庭園の成立と変遷 54
3-5-1　松花堂と泉坊の歴史 54
3-5-2　名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷 57
３－６　名勝松花堂及び書院庭園の地区区分 70
3-6-1　名勝指定地の空間構成と地区区分 70
3-6-2　地区の特徴 71
３－７　名勝指定地内に存在する諸要素の現状 77
3-7-1　地形・地割・園路・動線・構造物 77
3-7-2　石組・景石・飛石・延段・砂利敷 79
3-7-3　石造物 79
3-7-4　植栽 81
3-7-5　建造物 81
3-7-6　その他庭園工作物 87
3-7-7　名勝指定地内に存在するその他の要素 96
３－８　名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状 101
3-8-1　名勝隣接地区に存在する諸要素の現状 101
3-8-2　名勝周辺地域に分布する諸要素の現状 104
３－９　名勝松花堂及び書院庭園の特徴 105

第４章　名勝松花堂及び書院庭園の本質的価値 106
４－１　名勝の本質的価値 106
４－２　名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素 107
4-2-1　構成要素の定義と体系 107
4-2-2　名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の分類 109

第５章　名勝松花堂及び書院庭園に関する課題 113
５－１　保存管理上の課題の整理 113
5-1-1　名勝指定地全体 113
5-1-2　名勝指定地内に存在する諸要素 116
５－２　活用上の課題の整理 122
5-2-1　名勝指定地の活用の現状 122
5-2-2　名勝隣接地区の活用の現状 127
5-2-3　名勝指定地の活用上の課題 132

５－３　整備上の課題の整理 ･･････ 133
5-3-1　名勝指定地の整備の経過 ･･････ 133
5-3-2　名勝指定地の整備上の課題 ･･････ 136
５－４　運営上の課題の整理 ･･････ 137
5-4-1　運営組織 ･･････ 137
5-4-2　市民協働 ･･････ 138

第６章　保存活用計画に関する基本方針 ･･････ 140

第７章　保存管理 ･･････ 141
７－１　保存管理の方向性 ･･････ 141
7-1-1　名勝指定地全体の保存管理の方向性 ･･････ 141
7-1-2　地区別の保存管理の方向性 ･･････ 142
７－２　保存管理の方法 ･･････ 143
7-2-1　本質的価値を構成する諸要素の保存管理の方法 ･･････ 143
7-2-2　名勝指定地内に存在するその他の諸要素の保存管理の方法 ･･････ 144
７－３　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準 ･･････ 146
7-3-1　現状変更等の根拠法令と取扱の基本方針 ･･････ 146
7-3-2　現状変更等の取扱基準 ･･････ 146
７－４　名勝の周辺環境を構成する諸要素の保存 ･･････ 149
7-4-1　名勝隣接地区を構成する諸要素の保存 ･･････ 149
7-4-2　名勝周辺地域を構成する諸要素の保存 ･･････ 150

第８章　活用 ･･････ 151
８－１　活用の方向性 ･･････ 151
８－２　活用の方法 ･･････ 152
8-2-1　公開方法の検討 ･･････ 152
8-2-2　書院の活用の検討 ･･････ 153
8-2-3　学校教育・社会教育における活用 ･･････ 155
8-2-4　交流拠点としての情報発信と関連施設・団体との連携 ･･････ 156

第９章　整備 ･･････ 157
９－１　整備の方向性 ･･････ 157
９－２　整備の方法 ･･････ 158

第10章　運営方針 ･･････ 159

第11章　経過観察 ･･････ 160
11－１　経過観察の方向性 ･･････ 160

11－２　経過観察の方法 ･･ 160

資料編

資料１　名勝松花堂及び書院庭園に関する調査記録 ･･････････････････････････････ 資料-1
資料1-1　梅原末治による東車塚古墳調査：大正９年(1920)刊 ･･････････････････ 資料-1
資料1-2　西村閑夢（西村芳次郎）による庭園解説書編纂：昭和４年(1929)刊 ･･･ 資料-3
資料1-3　京都府史蹟名勝天然紀念物調査：昭和７年(1932)刊 ･･････････････････ 資料-6
資料1-4　重森三玲による庭園実測：昭和12年(1937)実施 ･･････････････････････ 資料-20
資料1-5　澤島英太郎による松花堂現況調査：昭和13年(1938)刊 ･･････････････ 資料-24
資料1-6　松花堂と泉坊客殿の府指定・登録に際する調査：昭和50年代実施 ････ 資料-25
資料1-7　京都府近代和風建築総合調査：平成21年(2009)刊 ･･････････････････ 資料-31
資料1-8　史跡松花堂保存整備事業に伴う調査：平成24年度実施 ･･････････････ 資料-32
資料1-9　松花堂跡地発掘調査：昭和57年度･58年度実施 ･･････････････････････ 資料-36

資料２　名勝松花堂及び書院庭園に関する歴史資料 ･･････････････････････････････ 資料-40
資料2-1　『都名所図会』 ･･ 資料-40
資料2-2　『都林泉名勝図会』 ･･ 資料-40
資料2-3　『名物数寄屋図』 ･･ 資料-41
資料2-4　『八幡泉坊松花堂起絵図』 ･･････････････････････････････････ 資料-44
資料2-5　『男山考古録』 ･･ 資料-45
資料2-6　『以文会筆記』 ･･ 資料-46
資料2-7　銘文 ･･ 資料-47

資料３　写真：名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の現状 ･･････････････････ 資料-48
資料3-1　名勝指定地内に存在する諸要素 ･･････････････････････････････ 資料-48
資料3-2　名勝隣接地区に存在する諸要素 ･･････････････････････････････ 資料-60

資料４　名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素のき損事例と対応 ･･････････････ 資料-62
資料4-1　延段のき損事例と対応 ･･････････････････････････････････････ 資料-62
資料4-2　石造物のき損事例と対応 ･･････････････････････････････････････ 資料-62
資料4-3　松花堂のき損事例と対応 ･･････････････････････････････････････ 資料-62
資料4-4　書院のき損事例と対応 ･･････････････････････････････････････ 資料-63
資料4-5　その他庭園工作物のき損事例と対応 ･･････････････････････････ 資料-65
資料4-6　表門（旧正門）のき損事例と対応 ･･････････････････････････････ 資料-65

資料５　様式 ･･ 資料-66
資料5-1　報告書 ･･ 資料-66

挿図・表・写真

挿図目次

図1-1　保存活用計画の位置づけ　5
図1-2　保存活用計画対象範囲図　6
図1-3　名勝周辺地域概観図　7
図2-1　八幡市の広域位置　8
図2-2　京田辺の30年間(昭和56年～平成22年)の平均気温と平均降水量　9
図2-3　京田辺の10年間(平成21年～30年)の気象観測データ　9
図2-4　八幡市及び周辺の地形・水系図　10
図2-5　名勝松花堂及び書院庭園周辺の地形図　11
図2-6　名勝松花堂及び書院庭園周辺の地質図　11
図2-7　八幡市への影響が考えられる震源断層の位置　12
図2-8　文化財分布図　17
図2-9　八幡市の人口と世帯数　18
図2-10　航空写真にみる現在の土地利用状況　19
図2-11　土地利用の変遷図1　20
図2-12　土地利用の変遷図2　21
図2-13　法規制図1：都市計画法・建築基準法・都市公園法　23
図2-14　法規制図2：文化財保護法・京都府文化財保護条例　24
図2-15　交通網図　25
図2-16　観光資源分布図　26
図2-17　目的別観光入込客数　28
図2-18　八幡市の観光入込客数の推移　28
図2-19　月別観光入込客数　29
図2-20　園児・児童・生徒数　29
図2-21　八幡市観光基本計画における基本方針と施策　33
図2-22　観光拠点形成概念図　33
図2-23　将来都市構造図　34
図2-24　地域の整備方針図　北部地域 -八幡南地区(北③)-　34
図3-1　史跡及び名勝仮指定範囲図　36
図3-2　史跡松花堂のうち松花堂庭園内の指定範囲図　38
図3-3　史跡松花堂のうち石清水八幡宮境内の泉坊松花堂跡指定範囲図　38
図3-4　仮指定範囲と史跡指定範囲の関係　39
図3-5　史跡指定範囲図（確定図）　39
図3-6　『官報』所載の名勝松花堂及び書院庭園指定地域参考図　40
図3-7　名勝松花堂及び書院庭園指定範囲図　41
図3-8　名勝指定地内の史跡と府指定・登録建造物の位置　45
図3-9　名勝指定地と地番の関係　46
図3-10　八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の敷地と地番の関係　47
図3-11　松花堂昭乗自画像写　54
図3-12　『都林泉名勝図会』「八幡泉坊昭乗翁故居」図（部分）松花堂周辺　55
図3-13　『名物数寄屋図』（部分）　56
図3-14　松花堂露地遺構図と『八幡泉坊松花堂起絵図』の相似関係（雪隠周辺）　56
図3-15　江戸時代中期の車塚付近の様相　57
図3-16　西車塚古墳・東車塚古墳・女郎花塚と名勝指定地の位置関係　58
図3-17　井上伊三郎とその一族による土地の取得経過　58
図3-18　『都林泉名勝図会』にみる泉坊からの眺望　61
図3-19　塚本清による土地の取得経過　63
図3-20　内園と東高野街道を結ぶ区画の利用状況　63
図3-21　八幡市による公有化の経過　64
図3-22　八幡市による公有化前後の内園・外園　65
図3-23　名勝指定地及び名勝隣接地区の成立と変遷　65
図3-24　名勝指定地の空間構成　70

図3-25　現在の松花堂露地と『都林泉名勝図会』『八幡泉坊松花堂起絵図』の比較　75
図3-26　名勝指定地周辺の地形（昭和31年(1956)当時）　77
図3-27　断面位置図　77
図3-28　名勝指定地断面図　78
図3-29　園路（動線）の状況　78
図3-30　外露地待合に描かれた根府川石　79
図3-31　『都林泉名勝図会』の挿図と一致する石燈籠および手水鉢　80
図3-32　松花堂平面図　82
図3-33　松花堂立面図　83
図3-34　松花堂断面図（A-A’）　83
図3-35　書院平面図　85
図3-36　書院立面図　86
図3-37　中門実測図　87
図3-38　名勝指定地内に存在する諸要素-1：地形・地割・園路・構造物・石組・景石・飛石・延段・砂利敷・建造物・その他庭園工作物　88
図3-39　名勝指定地内に存在する諸要素-2：石造物・その他庭園工作物　89
図3-40　名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：表庭　90
図3-41　名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(1)玄関前庭　91
図3-42　名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(2)書院前庭　92
図3-43　名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：書院と書院庭園-(3)書院中庭　93
図3-44　名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：松花堂と松花堂露地　94
図3-45　名勝指定地内に存在する諸要素-3：植栽：築山（古墳後円部）　95
図3-46　名勝指定地内に存在するその他の諸要素-1：歴史的要素・石碑（昭和期）・昭和期の庭　99
図3-47　名勝指定地内に存在するその他の諸要素-2：保存活用施設　100
図3-48　名勝隣接地区に存在する主な要素　103
図4-1　名勝と名勝の周辺環境を構成する諸要素の体系図　108
図5-1　飛石周辺のコケ生育状況の変化　118
図5-2　名勝指定以前に生じた内園を構成する要素の変化・消失　119
図5-3　名勝指定以前に生じた内園の植栽の変化　120
図5-4　記名板で示した名称と一般名称が異なる例　121
図5-5　松花堂庭園・松花堂美術館ウェブサイト　122
図5-6　松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット　123
図5-7　年度別入園・入館者数(平成15～30年度)　124
図5-8　月別入園・入館者数(平成15～30年度)　125
図5-9　ボランティアによる庭園案内のコースと解説対象　126
図5-10　「松花堂昭乗データベース」トップページ　129
図5-11　「八幡ストーリー」ウェブサイト　131
図5-12　松花堂露地修理箇所（平成25・26年度実施）　134
図5-13　運営組織図　137
図8-1　名勝指定地動線図　153
図8-2　松花堂庭園・松花堂美術館パンフレット（内面）　156
図10-1　名勝指定地の保存管理に関わる諸組織相関図　159

表目次

表1-1　名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会名簿　2
表1-2　名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会の開催記録　4
表2-1　八幡市で発生した主な浸水被害　12
表2-2　八幡市内の文化財一覧　15
表2-3　松花堂及び書院庭園及び周辺に関わる主な法規制　22
表2-4　第5次八幡市総合計画の基本目標4第1節に関する施策の方針　31
表2-5　第5次八幡市総合計画の基本目標4第2節に関する施策の方針　32
表3-1　名勝指定地内の地番一覧　46
表3-2　地番別所有者変遷一覧　48
表3-3　名勝に関する主な調査　51
表3-4　名勝に関するその他の調査研究・刊行物　52
表3-5　松花堂と松花堂露地に関する主な資料　53
表3-6　名勝松花堂及び書院庭園関係年表　66
表3-7　石燈籠・手水鉢以外の石造物一覧　80
表3-8　松花堂の概要　81
表3-9　書院建物の概要　84
表3-10　東車塚古墳の概要　96
表3-11　三宅安兵衛関連の石碑一覧　97
表3-12　保存活用施設の種別と具体例　98
表3-13　名勝隣接地区の主な施設　102
表3-14　名勝周辺地域に分布する諸要素　104
表4-1　構成要素の定義に基づく要素分類　109
表5-1　シルバー人材センター所属の作業員による維持管理業務　113
表5-2　造園業者による維持管理業務　113
表5-3　緊急時の対応例　114
表5-4　平成30年(2018)の災害によるき損状況の概要　115
表5-5　八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館開園・開館時間及び休園・休館規定　122
表5-6　八幡市立松花堂庭園　入園料　122
表5-7　次世代育成事業としての文化振興事業一覧　128
表5-8　観光施設としての文化振興事業一覧　128
表5-9　平成30年度・令和元年度開催の展覧会一覧　129
表5-10　庭園の整備歴　133
表5-11　松花堂の整備歴　135
表5-12　書院の整備歴　135
表7-1　想定される現状変更等の取扱　147
表9-1　名勝指定地の保存に関わる整備　158
表9-2　名勝指定地の活用に関わる整備　158
表11-1　名勝の保存管理に関する調査・記録　160
表 11-2　名勝の活用に関する調査・記録　160

写真目次

写真2-1　八幡市の観光資源　27
写真3-1　指定当時の松花堂　44
写真3-2　登録当時の書院　45
写真3-3　登録当時の玄関　45
写真3-4　松花堂の宝珠瓦露盤銘　59
写真3-5　書院棟札　59
写真3-6　松花堂と松花堂露地　60
写真3-7　書院南側の築山の植栽　61
写真3-8　書院東側の庭園　61
写真3-9　書院からの眺望　61
写真3-10　東側からみた邸宅　61
写真3-11　東高野街道から邸宅を望む　62
写真3-12　書院東側の庭園を散策する徳富蘇峰　62
写真3-13　書院で富岡鉄斎の作品を囲む人びと　62
写真3-14　造成中の外園用地　64
写真3-15　表門から見た梅見門　71
写真3-16　表庭の中心となる直線の園路　71
写真3-17　女郎花塚　71
写真3-18　梅見門と書院を結ぶ延段　72
写真3-19　北側から見た泉坊玄関　72
写真3-20　書院前庭の視点場となる書院　72
写真3-21　書院前庭の飛石・マツ・根府川石　73
写真3-22　書院中庭の築山と砂利敷の園路　73
写真3-23　書院中庭の手水鉢とクロマツ　73
写真3-24　南側から見た松花堂　74
写真3-25　東側から見た松花堂　74
写真3-26　築山（古墳後円部）のウツクシマツ　76
写真3-27　北東側から見た築山（古墳後円部）　76
写真3-28　北西側から見た築山（古墳後円部）　76
写真3-29　書院前庭の根府川石　79
写真3-30　東面の「松花堂」扁額と濡縁　82
写真3-31　松花堂内観：折上げ天井　82
写真3-32　松花堂内観：袋棚の内の丸炉　82
写真3-33　府登録有形文化財の玄関　84
写真3-34　府登録有形文化財の書院（外観）　84
写真3-35　伝狩野山雪筆「雪景山水図」　84
写真3-36　松花堂庭園東側で検出された豪族居館跡とみられる遺構　96
写真5-1　表土流亡が生じている築山斜面　116
写真5-2　樹根の延伸による石垣・石積の破損　116
写真5-3　人造伽藍石の破損状況（書院前庭）　117
写真5-4　人造伽藍石の埋没状況（玄関前庭）　117
写真5-5　枯枝が目立つモミジ　118
写真5-6　裸地化がすすむ書院前庭　118
写真5-7　枯死したナギ　118
写真5-8　幹が空洞化したモチノキ　118
写真5-9　腐朽がすすみ判読困難な説明板　121
写真5-10　庭園案内中のボランティア　138
写真7-1　松花堂露地遺構の露出展示　150
写真8-1　重要文化財指定建造物の縮小模型による展示　153
写真8-2　重要文化財指定襖絵のデジタル技術による複製・展示　154
写真8-3　国登録文化財を貸室として使用している例　154
写真8-4　周囲の景観との調和に配慮し整備されたトイレ　154
写真8-5　京都府立京都八幡高校の伝統文化部による学生茶会　155
写真8-6　松花堂子ども書道教室　155
写真8-7　子どもわくわく教室での茶道体験　155
写真8-8　「お茶の京都in松花堂茶会」にともなう松花堂での献茶　156

第１章　保存活用計画策定の沿革・目的

１－１　保存活用計画策定の背景と目的

名勝松花堂及び書院庭園は、京都府南西部の京都盆地から大阪への出口にあたる八幡市にあり、石清水八幡宮が鎮座する男山の南東約２km地点に位置する。松花堂及び書院庭園の核となる建造物、松花堂は、江戸時代初期の石清水八幡宮の社僧であり、寛永の三筆の一人として知られる昭乗が、寛永14年(1637)、石清水八幡宮境内の泉坊の一角に営んだ草庵である。

明治初年の神仏分離政策により、松花堂は泉坊とともに石清水八幡宮境内から取りのぞかれた。しかし、松花堂と泉坊客殿の一部については、八幡地域の名望家である井上伊三郎が入手、移設し、自らの邸宅の一部とした。現在、内園と呼んでいる区域は、邸宅の範囲とおおむね一致する。以後、歴代の邸宅所有者は、邸宅内の庭園を維持するだけでなく、邸宅の周辺についても段階的に整備した。昭和の中頃には、当時の所有者が松花堂庭園の名称で公開を行っている。

昭和52年(1977)、八幡町が八幡市となるにあたり、市制施行記念事業として「松花堂庭園」を公有化し、同年11月には、八幡市立松花堂庭園の名称で一般公開を開始した。その後、八幡市は、八幡市立松花堂庭園の周辺整備に着手する。隣接地を新たに公有化し、八幡市立松花堂美術館や交流施設等を設ける計画で、平成14年(2002)に整備を終え、名称を「八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館」とした。平成26年(2014)10月６日、八幡市立松花堂庭園のうち内園を中心とする一部区域については、「松花堂及び書院庭園」の名称で、国から名勝指定を受けている。

八幡市のまちづくりにおいて、名勝松花堂及び書院庭園をふくむ八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館は、将来にわたり重要な役割を果たすことが期待されている。『第５次八幡市総合計画』では、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館を交流拠点の一つと位置づけ、多くの観光客が訪れている芸術性の高い近代庭園の、より積極的な活用を目指している。

同様に、『八幡市観光基本計画』においても、歴史文化を活かした観光拠点のひとつと位置づけている。さらに、『八幡市都市計画マスタープラン』では、歴史的文化環境や緑の環境としての側面を重視し、まちづくりのネットワーク拠点と位置づけ、周辺拠点との連携を視野に入れている。

このように、八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の果たすべき役割がたびたび示される一方で、名勝「松花堂及び書院庭園」を保存継承していくためには、多くの課題があることもまた明らかになっている。築120年が経過した書院は老朽化が進み、雨漏りや壁の剥落、傾きが生じている。また、内園の築地塀は基礎部分の流出がみられ、傾きが進行している。名勝を構成する要素のき損や衰化への対応に追われている現状を鑑みて、本計画を策定することとした。本計画では、名勝を適切に保存継承し、活用を図るために、求められる中長期的なマネジメントを明確化することを目的として、名勝「松花堂及び書院庭園」の本質的価値を明らかにするとともに、植栽、建築物、周辺環境等に関する保存及び活用の基本方針を決定し、現状変更の基準や運営方針を定める。

１－２　委員会の設置と検討の経過

1-2-1　委員会の設置

本計画の策定作業は、八幡市教育委員会文化財保護課を事務局とし、関連業務を外部に委託して実施する。また、計画策定における指導・助言機関として、学識経験者から構成される「名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁記念物課及び京都府教育庁文化財保護課の指導・助言を得て、策定作業を進めていく。

表1-1　名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会名簿

区　分	氏　名	役　職　名
委 員 長	尼﨑　博正	京都造形芸術大学　教授
委　　員	丸山　宏	名城大学　教授
	矢ヶ崎　善太郎	京都工芸繊維大学　准教授　（～平成30年度） 大阪電気通信大学　教授　（平成31年度～）
指導機関	平澤　毅	文化庁文化財部記念物課　文化財調査官（～平成30年9月30日） 文化庁文化財第二課　主任文化財調査官（平成30年10月1日～）
	吹田　直子	京都府教育庁文化財保護課　記念物担当
	山畑　真悟	京都府山城教育局企画教育課　（平成29年度）
	中坂　優花	京都府山城教育局企画教育課　（平成30年度～）
関係部局	田中　賢治	八幡市都市整備部都市整備課　課長
事 務 局	谷口　正弘	八幡市教育委員会教育長
	越本　敏生	八幡市教育部　部長　（平成29年度）
	佐野　正樹	八幡市教育部　部長　（平成30年度～）
	西島　昭彦	八幡市教育部社会教育課　課長　（～平成30年度）
	近藤　茂雄	八幡市教育部社会教育課　課長　（平成31年度～）
	河原　豊	八幡市教育部文化財保護課　課長　（～平成30年度）
	八十島　豊成	八幡市教育部文化財保護課　課長補佐　（平成29年度） 八幡市教育部文化財保護課　課長　（平成31年度～）
	田制　亜紀子	八幡市教育部文化財保護課市史係　係長（～平成30年度） 八幡市教育部文化財保護課　課長補佐　（平成31年度～）
	髙橋　祐太	八幡市教育部文化財保護課　主事
	青谷　美羽	八幡市教育部文化財保護課市史係　嘱託員
	符川　裕子	公益財団法人やわた市民文化事業団　常務理事
	石橋　和正	八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館　館長

名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　名勝松花堂及び書院庭園の保存、整備及び活用に関する協議を行うため、名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（取り扱う事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

(1) 名勝松花堂及び書院庭園の保存に関すること。

(2) 名勝松花堂及び書院庭園の整備に関すること。

(3) 名勝松花堂及び書院庭園の活用に関すること。

(4) その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員５名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他教育長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から平成32年３月15日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員会は、委員の互選により選任する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長が指名する。

５　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、教育長が招集する。

２　委員長は、委員会の会議の議長となる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、文化財保護課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年３月16日から施行し、平成32年３月15日限り、その効力を失う。

1-2-2　検討の経過

本計画の策定に至る検討の経過は、【表1-2】に示す通りである。

表1-2　名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画策定委員会の開催記録

日　時	委員会等	検討・報告事項等
平成30年(2018) ３月16日	第１回委員会	○委員長・副委員長選出 ○議題 ・保存活用計画の目的について ・保存活用計画の構成と策定までの流れについて ・名勝松花堂及び書院庭園の概要について ○庭園内視察
平成30年(2018) ７月19日	第２回委員会	○議題 ・大阪北部地震での被害状況について ・名勝松花堂及び書院庭園の概要について ・名勝及び史跡の本質的価値について ○庭園内の被害状況確認
平成30年(2018) 10月31日	第３回委員会	○議題 ・大阪北部地震で被災した書院のき損進行について ・名勝及び史跡の本質的価値について
平成31年(2019) ２月12日	第４回委員会	○議題 ・名勝及び史跡の本質的価値について ・名勝の現状と課題について
令和元年(2019) ７月18日	第５回委員会	○議題 ・名勝及び史跡の本質的価値について ・名勝の現状と課題について ・名勝の整備と活用について
令和元年(2019) 11月７日	第６回委員会	○議題 ・保存活用計画書の全体構成、内容について
令和２年(2020) １月20日	第７回委員会	○議題 ・保存活用計画書の全体構成、内容について

１－３　保存活用計画の位置づけ

保存活用計画は、【図1-1】に示すように、第５次八幡市総合計画を上位計画とし、関連計画とも連携・整合を取りながら、歴史文化を活かしたまちづくりへつなげていくものとする。

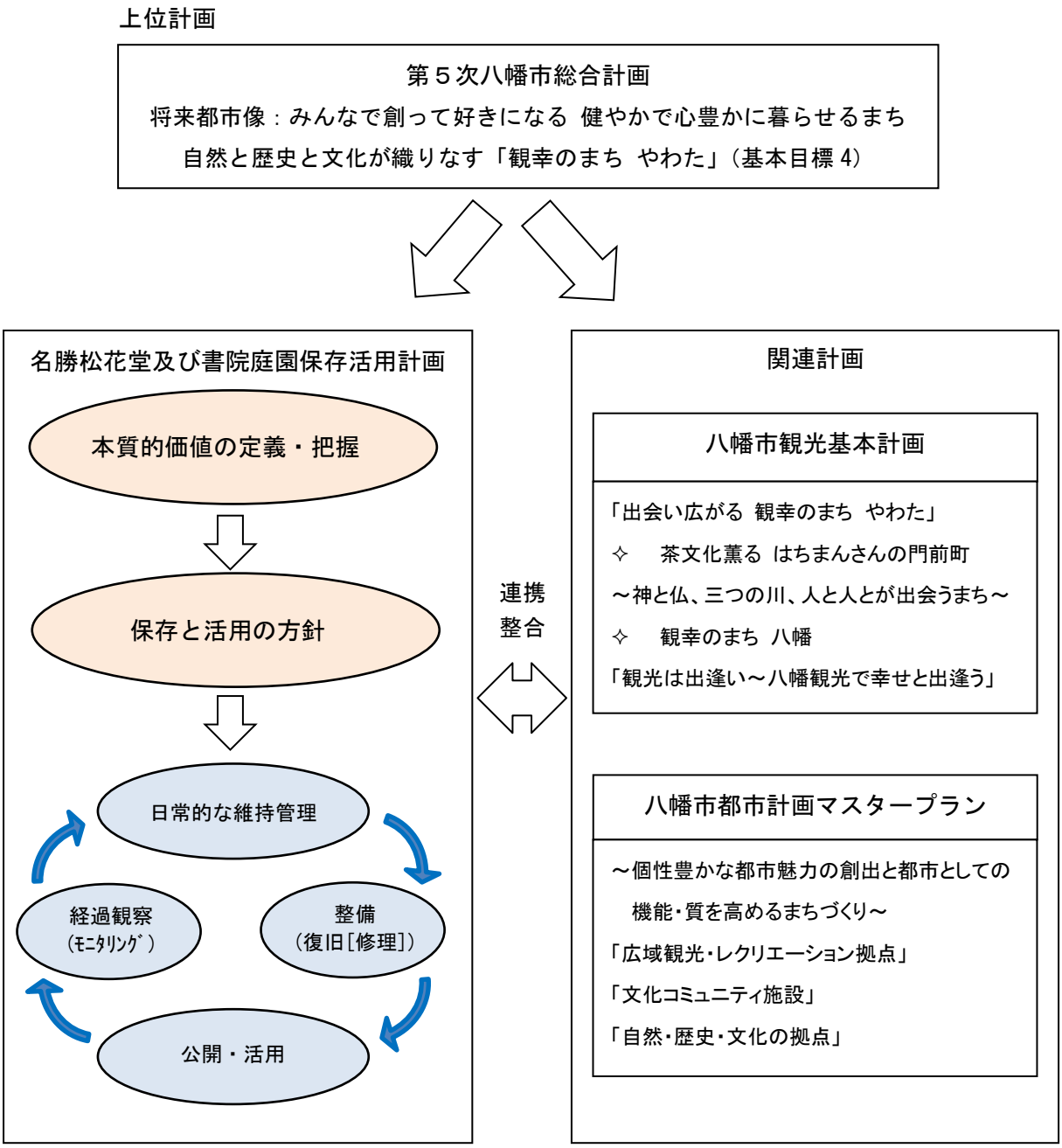

図 1-1　保存活用計画の位置づけ

１－４　保存活用計画の実施

1-4-1　保存活用計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、名勝松花堂及び書院庭園の指定範囲（史跡松花堂を含む）とする。対象範囲と密接にかかわる名勝周辺域（名勝指定地以外の八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の範囲）については、「名勝隣接地区」として取り扱い、名勝周辺の保存管理や景観保全、活用の対象範囲とする。「名勝隣接地区」を囲む周辺域については、「名勝周辺地域」として活用等で言及する。

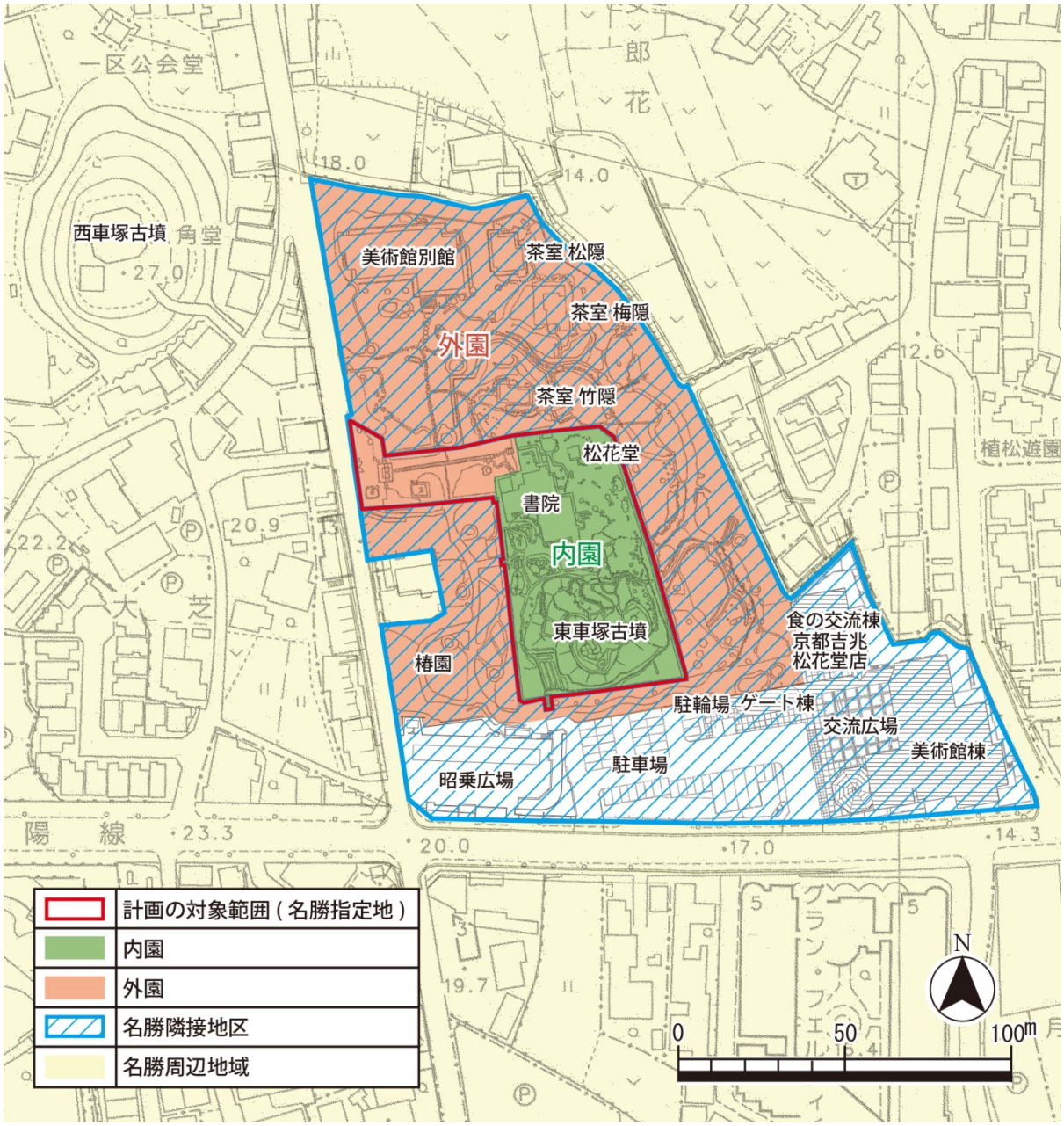

図 1-2　保存活用計画対象範囲図
（1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成）

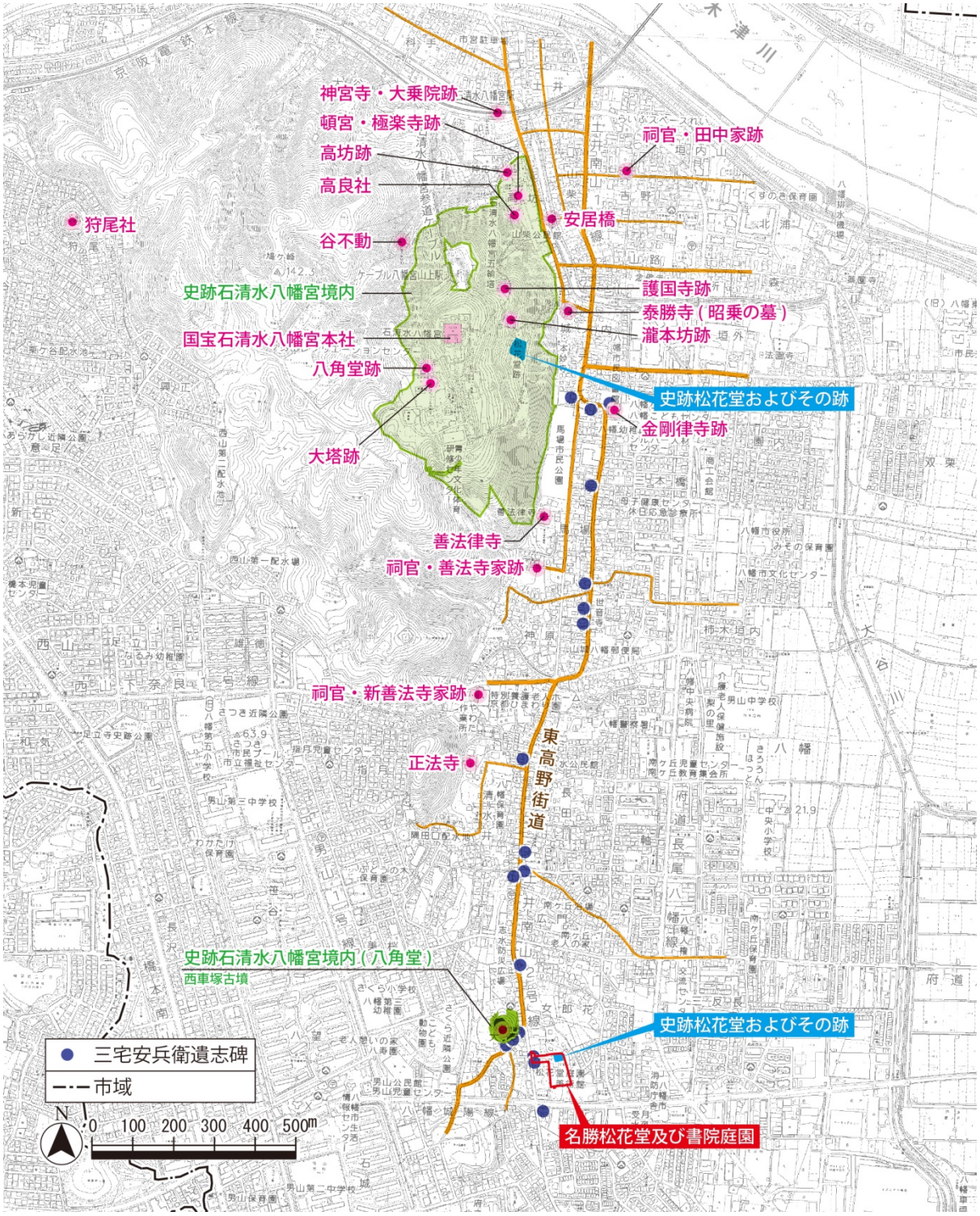

図 1-3　名勝周辺地域概観図
（平成 24 年(2012)11 月作成の八幡市全図を加工して作成）

1-4-2　保存活用計画の発効

本計画は、平成29年度から令和元年度にかけて検討し策定した。本計画は、令和２年度を初年度とし、保存管理や整備・活用の進捗状況等を考慮して、必要に応じ見直し・改定を行うこととする。

第２章　名勝松花堂及び書院庭園を取り巻く環境

２－１　八幡市の位置とアクセス

八幡市は、京都府の南西部に位置し大阪府と接している。木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点に位置し、京都市中心部と大阪市中心部からはそれぞれ直線距離で約15km、約30kmと大都市近郊に位置し、交通至便な地にある。

市域は東西約6.7km、南北約8.5kmで面積は24.35km²で、京都市・久御山町・京田辺市の区域内に飛地を有している。市域の北側及び東側は京都市、大山崎町、久御山町、城陽市、京田辺市に、西側及び南側は大阪府島本町、高槻市、枚方市と接している。

名勝松花堂及び書院庭園へのアクセスは、広域道路網を利用する場合は、第二京阪道路八幡東ICから府道281号を経由して約15分、公共交通機関を利用する場合は、京阪電気鉄道（京阪）の樟葉駅または石清水八幡宮駅から路線バスを利用して、最寄りのバス停留所である大芝・松花堂前まで約15分で到着する。

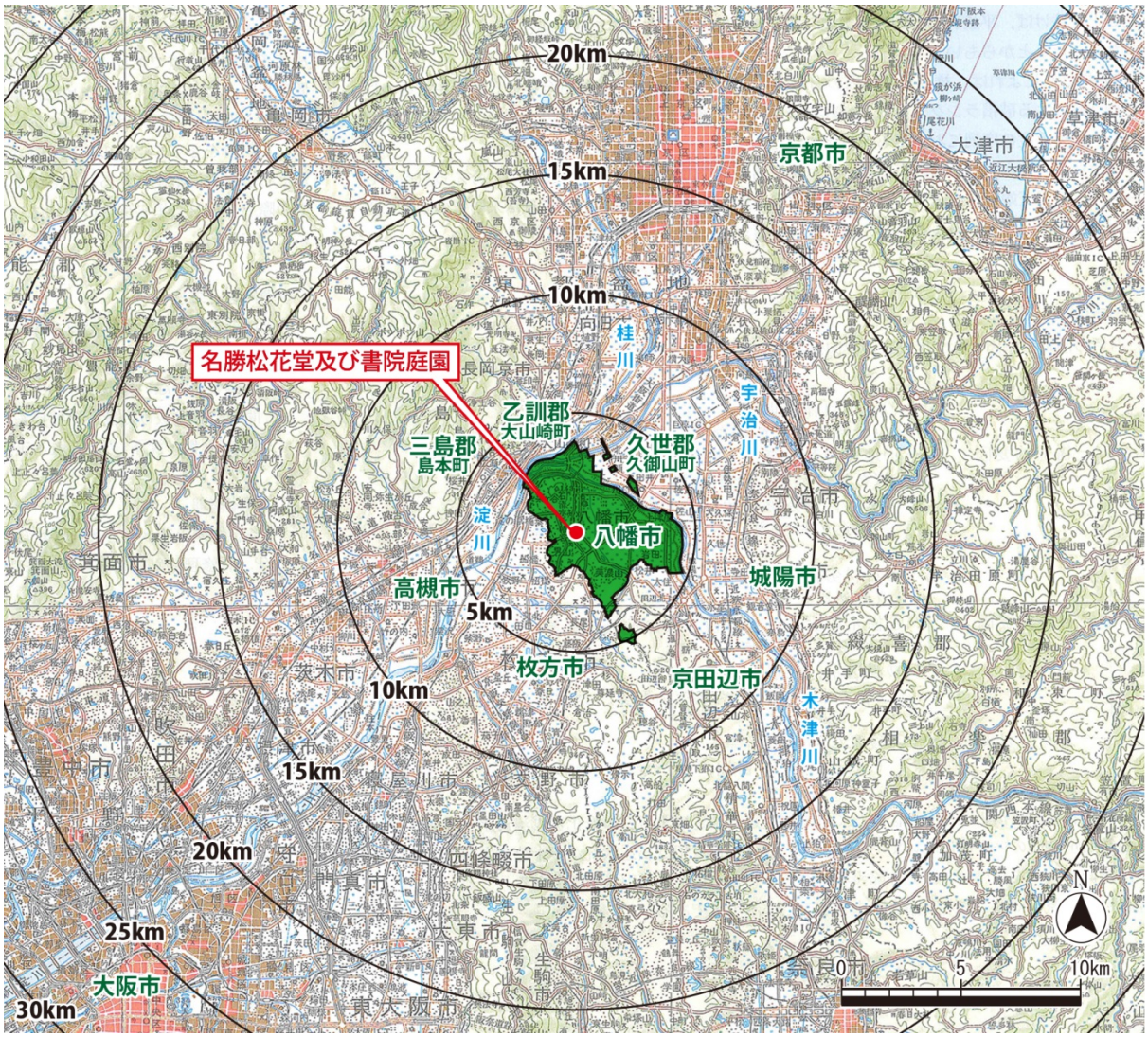

図 2-1　八幡市の広域位置

（国土地理院発行の 20 万分 1 地形図を加工して作成）

２－２　自然環境

2-2-1　気候

八幡市の気候は、年間を通じて概ね温暖であり、冬季の降雪もほとんどない。気象庁による八幡市近傍（京田辺市薪西浜）の30年間（昭和56年(1981)～平成22年(2010)）の観測データによる平均値をみると、日最高気温が32.7℃、日最低気温が-0.8℃、年間平均気温が16～17℃、降水量が1,500㎜程度である。

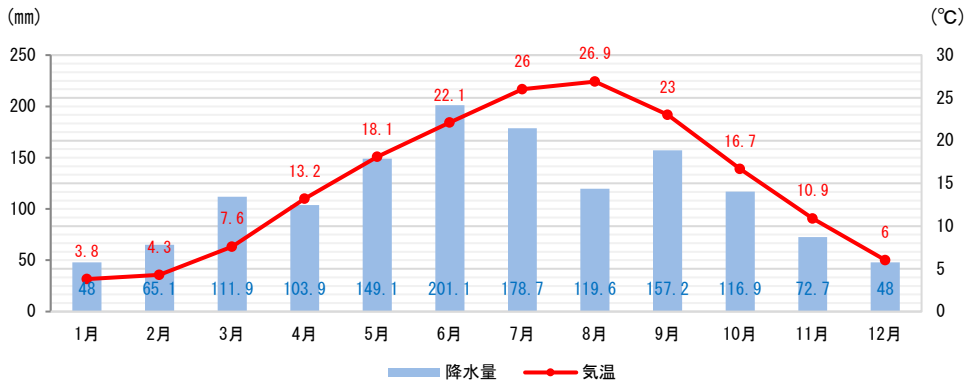

図2-2　京田辺の30年間(昭和56年～平成22年)の平均気温と平均降水量

（気象庁データより作成）

なお、近年10年間（平成21年(2009)～30年(2018)）の観測データは【図2-3】のとおりで、平均値をみると日平均気温が15.4℃、降水量は1,573㎜である。また、全国的に気温の上昇や集中豪雨といった異常気象がみられ、八幡市近傍でも平成28年(2016)８月に最高気温37.8℃、１時間の最大降水量65.0㎜を記録している。

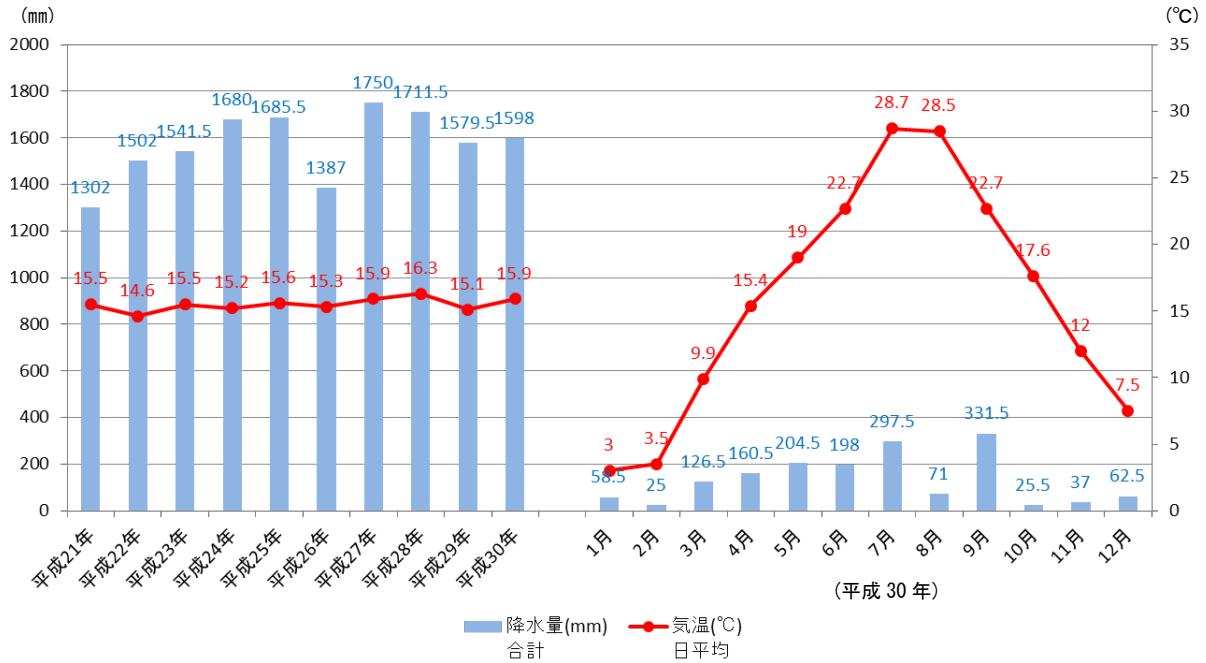

図2-3　京田辺の10年間(平成21年～30年)の気象観測データ

（気象庁データより作成）

2-2-2　地形・水系・地質

①　地形・水系

八幡市は、京都盆地の西端に位置する。市域の大半が木津川左岸沿いの低地にあり、木津川、宇治川、桂川の三川合流地点東より始まる男山丘陵が、市の北部に位置する。男山丘陵は、淀川を挟んで北に対峙する天王山とともに京都盆地に入る狭隘部を形成している。市域北部の男山から南部の美濃山地域にかけては、なだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地となっている。市内における最高所は男山山頂の142.2mで、西側の低平地のうち最も低いところは標高8.0mである（標高は『八幡市統計書』による）。

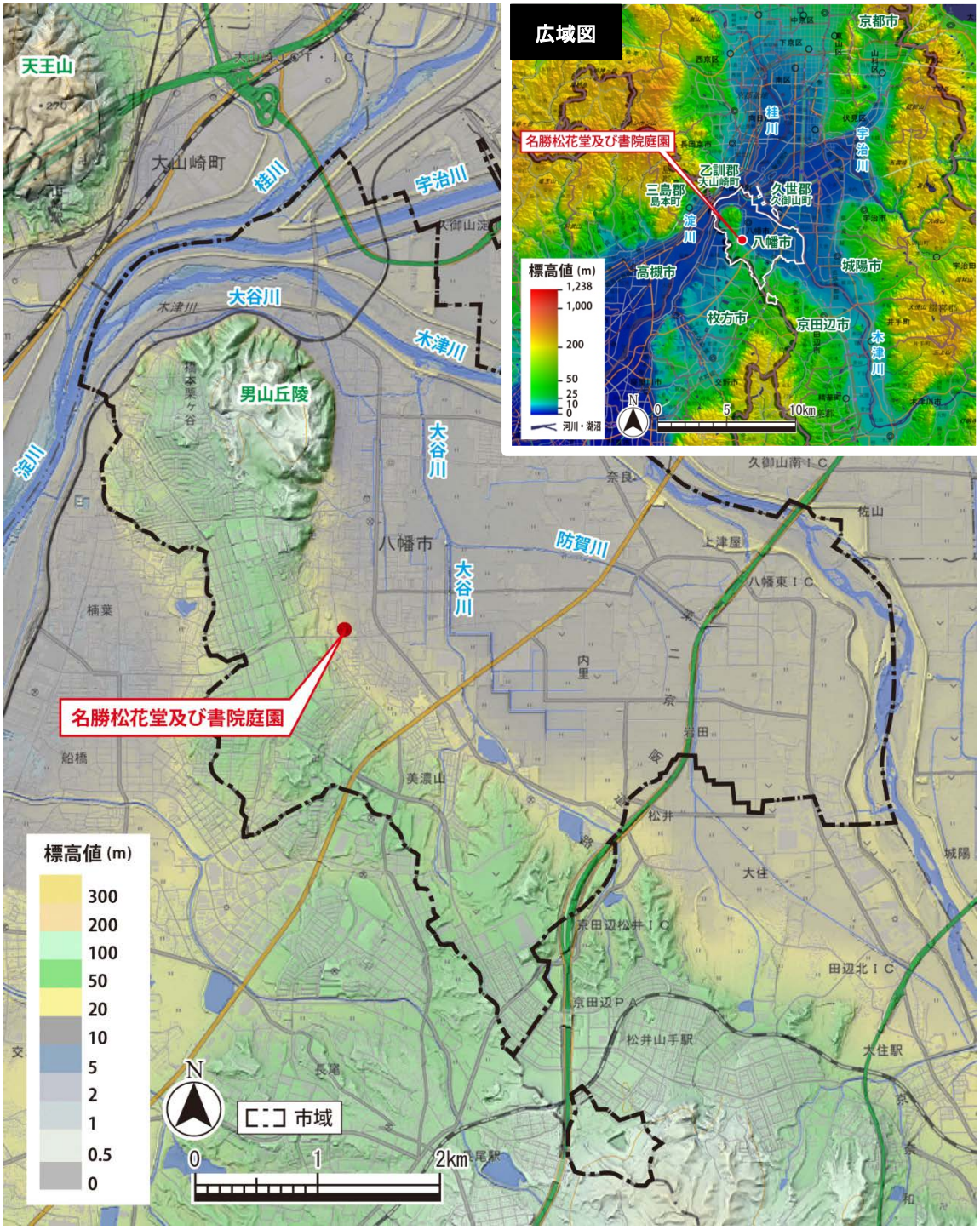

図 2-4　八幡市及び周辺の地形・水系図

（広域図は国土地理院 デジタル標高地形図、市域図はカシミール 3D を一部加工して作成）

市域の中央部を流れる大谷川、防賀川は木津川流域を構成する一級河川である。市域低平地を流下する区間は直線的で河床勾配や流速が緩く、河川改修が行われる以前は、度々甚大な浸水被害が発生していた。

名勝松花堂及び書院庭園周辺は、男山丘陵の南東裾部にあたり、東方の大谷川に向かって雛壇状に低くなっており、この間は住宅地が広がっている。

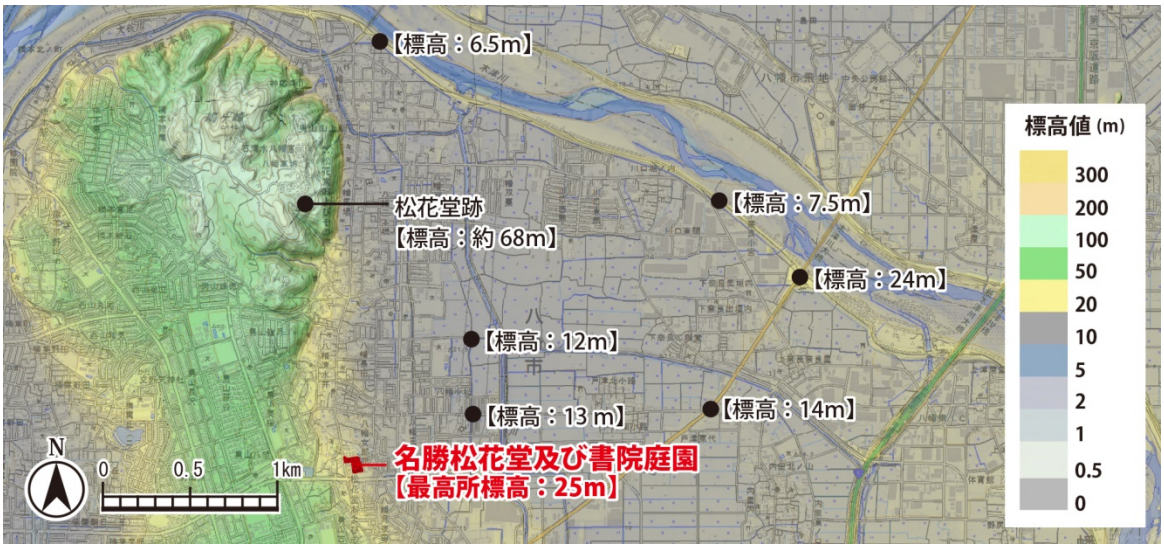

図 2-5　名勝松花堂及び書院庭園周辺の地形図
（カシミール 3D を一部加工して作成）

②　地質

八幡市の地質は、男山丘陵一帯は古生代石炭紀～中生代ジュラ紀の堆積岩を主とする丹波帯からなり、南の美濃山丘陵は新生代新４紀に堆積した岩石の大阪層群からなる。市域の東側に広がる低地帯では、低位段丘堆積物を含んだ地質がみられる。男山は古生代末期から中生代にかけての地殻運動で陸地化・隆起したもので、かつては対岸の天王山と一連の山容を呈していた。その後断層運動により孤立丘化したもので、東端部にみられる直線状の急崖の状況から断層崖と推定されている。この男山断層は計画対象地の名勝指定地西側付近まで南北方向に走っている。

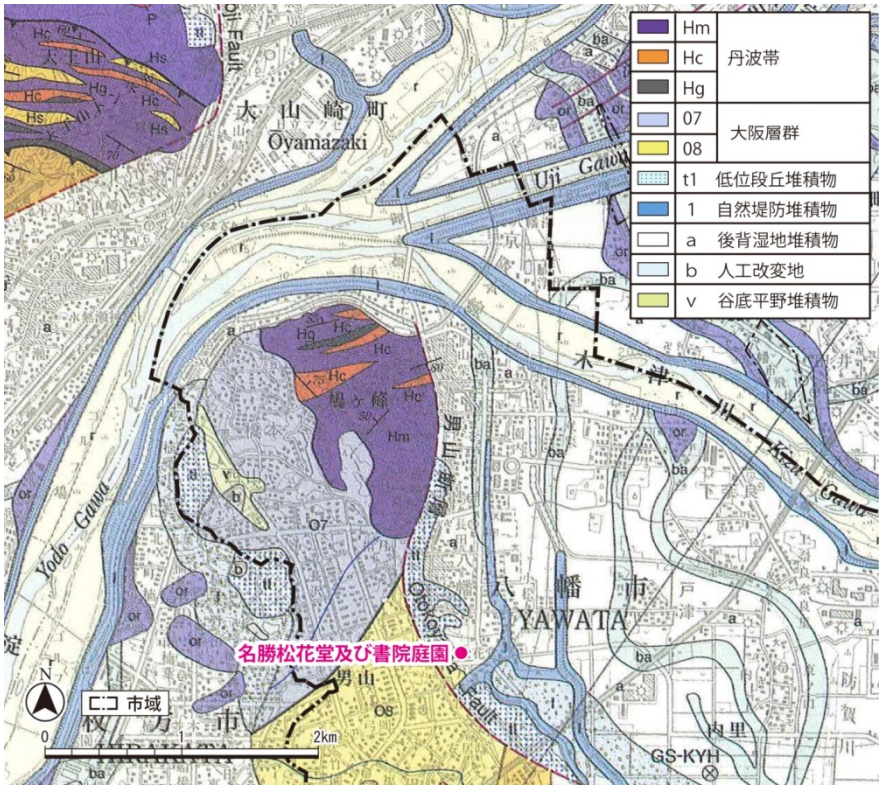

図 2-6　名勝松花堂及び書院庭園周辺の地質図
（産業技術総合研究所　地質調査総合センターの地質図を加工して作成）

2-2-3　自然災害

①　風水害被害

八幡市域の災害履歴の多くは洪水被害である。近世300年の間に24回の堤防切れ、洪水に見舞われている。明治初年に木津川の付け替え工事を行い、以降、木津川の堤防決壊は少なくなったものの、大谷川や防賀川等、木津川の支流では、近年まで内水の氾濫が繰り返し生じていた。

内水被害対策として、昭和58年(1983)から樋門や排水機場の設置を進め、平成４年(1992)に最後の排水機が完成した。なお、この後も想定外の豪雨等による浸水被害が数回発生している。

表 2-1　八幡市で発生した主な浸水被害　※雨量は24時間最大雨量

発生年月日	原因	総雨量(mm)	最高水位(m)		浸水面積(ha)	浸水戸数(戸)	
			内水	外水		床上	床下
1953(昭和28)年9月24日	台風13号	※167.0	不明	18.02	1,000	268	不明
1959(昭和34)年8月15日	台風7号	265.5	13.86	12.22	625	190	266
1961(昭和36)年6月27日	梅雨前線	270.5	12.62	15.80	595	86	133
1961(昭和36)年10月28日	秋雨前線	不明	12.56	17.94	615	51	121
1965(昭和40)年9月17日	台風24号	169.0	11.48	17.61	327	4	17
1972(昭和47)年7月9日	豪　雨	291.5	12.05	15.36	253	9	38
1982(昭和57)年8月1日	台風10号	220.5	12.22	17.20	178	7	178
1986(昭和61)年7月21日	豪　雨	276.9	12.38	15.69	145	34	628
1990(平成2)年9月19～20日	台風19号	参考①					
1993(平成5)年7月3～6日	大　雨	参考②			210		14
2012(平成24)年8月14日	豪　雨	289.0	9.32	10.17	56	28	280
2013(平成25)年9月16日	台風18号	282.0	11.25	16.36	205	30	856

雨量観測所：八幡東島　　水位観測所：八幡排水機場　　参考：八幡市地域防災計画「風水害対策編」
参考①　台風19号／市内最大瞬間風速32.5m。街路樹等96本倒木、田畑の冠水60ヘクタール。
参考②　3日から6日にかけての大雨／八幡式部谷でがけ崩れ。床下浸水14戸、田畑の冠水210ヘクタール。

②　震災

平成30年(2018)６月18日に大阪府北部を震源とする地震（震源地マグニチュード暫定値6.1）が発生した。大阪府で最大震度６弱を観測、八幡市では最大震度５強を観測した。この地震で名勝松花堂及び書院庭園内では石燈籠が倒壊し、書院等建物が破損した。

京都府地域防災計画によると、マグニチュード７クラス以上の大規模な内陸性直下型地震は、花折、西山、黄檗、三峠、上林川及び若狭湾内断層地震が想定されている。この中で、八幡市に最も大きな被害をもたらすと想定されているのが、有馬高槻構造線である。また、地下水位が高く軟弱な砂質地盤等では液状化の発生も想定され、京都府内では特に三川合流点付近などが発生危険性の高い地域とされている。

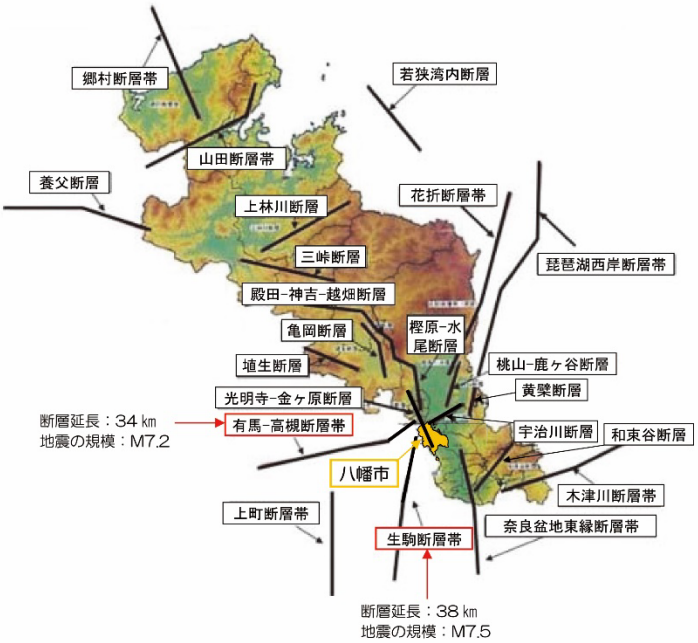

図 2-7　八幡市への影響が考えられる震源断層の位置
（『八幡市建築物耐震改修促進計画』2017 より）

２－３　歴史環境

2-3-1　八幡市の歴史

古代以前

八幡市域で最も古い人類の足跡は、旧石器時代のナイフ形石器が南部美濃山の金衛門垣内遺跡で確認されており、男山丘陵周辺でも西麓の楠葉東遺跡（枚方市）で、800点もの石器が採集されている。弥生時代初頭頃までは市域の大部分は湖であった。弥生時代前期に始まる東部平地の内里八丁遺跡では、竪穴住居の跡が見つかっている。後半期以降、集落は美濃山の低丘陵の尾根上に数多く営まれるようになり、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけて、丘陵頂部に小規模な集落が集中する様相がみられる。

古墳時代前期後半から、男山丘陵から東麓に茶臼山古墳、石不動古墳、西車塚古墳、東車塚古墳など大型の前方後円墳、前方後方墳が形成された。西車塚古墳は市域最大(全長115m、後円部径60m・最大高８m)である。前期後半に築かれたヒル塚古墳（方墳)、中期初頭に築かれた王塚古墳（円墳）や、南山、美濃山荒坂の古墳群、横穴群などは、市域南部の美濃山丘陵周辺に分布している。

奈良時代には律令国家の成立に伴い、国郡制が確立し、市域の大半は山城国に属することとなる。奈良に平城京が造営された頃には、国家が敷設した官道である山陽道、山陰道が八幡市域を通っていたと考えられ、天皇の菜園である薗や寺領も置かれていた。男山周辺には美濃山廃寺、志水廃寺、西山廃寺の古代寺院跡があり、土師器・須恵器・軒瓦などが出土している。長岡京、その後平安京と都が山城国に遷ってからは、八幡市域は都城近郊の地として生活文化にも大きな影響を受け続けた。

石清水八幡宮と門前町の発展

貞観元年(859)、豊前国宇佐（現在の大分県宇佐市）から八幡神が勧請され、男山に石清水八幡宮が創建された。八幡神が勧請される以前、男山には寺院が存在していたと伝わるが、八幡宮の創建後、男山は神仏習合の思想に基づく信仰の場となり、中世に至るまでに、多くの坊舎（寺）がつくられた。こうした坊舎は、明治初年に神仏分離の影響で撤去されるまで、焼失、再興、廃絶などで増減しながら存続し、男山四十八坊と称された。江戸時代初期に文化的な活動で知られた石清水八幡宮の社僧、昭乗ゆかりの坊である瀧本坊、泉坊も、この中に含まれる。瀧本坊と泉坊については、第３章で詳述する。

平安時代中期には、男山北東部から門前町の形成が始まる。木津川河川敷からも平安時代後期の遺跡が確認されている。町場の範囲拡大は、石清水八幡宮の祠官家による邸宅形成に伴うものと考えられ、町場の拡大に従い、南北道である東高野街道と、そこにつながる東西道も次第に伸びていった。中世には内四郷（常盤郷・科手郷・山路郷・金振郷）と、その東に広がる外四郷（川口郷・美豆郷・際目郷・生津郷）が形成され、内四郷と外四郷を併せ、八幡八郷と称された。

東高野街道に沿った町場の形成は、善法寺家の進出、正法寺の成立などの契機によって顕著となった。沿道には商人や神人の住居も増え、江戸時代にまで踏襲される南北道、東西道に沿った街並みが形成されていった。

男山と天王山との地峡部から巨椋池周辺は、古来、瀬戸内海の海路から淀川を遡上する水上交通の要衝であった。平安遷都以降、現在の大山崎町にあった「山崎津」は都の外港としての役割を担うようになるが、平安時代中期から後期には上流部の開発が進み、淀、鳥羽が機能強化され、

都への交通物資の流入口、外港となる。こうして八幡一帯は、都の南の門戸とも言うべき交通の要地として発展した。その条件を活かして、石清水八幡宮の神人はさかんに経済活動を行い、石清水八幡宮の勢力は、現在の八幡市域にとどまらず広く縁辺の地域にまで及んだ。

近世

近世初頭、豊臣秀吉が検地を行った際、石清水八幡宮は朱印状によって領地を保障され、徳川家康による検地の際も、引き続き朱印状の発給を受けたことで、八幡八郷は近世を通じ、石清水八幡宮の影響下に置かれた。この間、門前町が大きく広がることこそなかったものの、商業、農業いずれも堅調で、京都、大坂という大消費地の近郊農村として、商品作物の栽培や農地の売買が行われた。

文化面においては、長い戦乱の時代が終わり、書画、茶の湯、立花などが隆盛をみせた江戸時代前期に、多方面で活躍した存在として、石清水八幡宮の社僧である昭乗がよく知られている。昭乗については、第３章で詳述する。

明治以後

石清水八幡宮とともに発展してきた八幡の町場は、明治初年、戊辰戦争の戦火によって、北半が焼失した。同じころ、石清水八幡宮を擁する男山では、政府の神仏分離政策を受けて、仏教施設の撤去が大規模に行われている。その一方で、豊かな田園の広がる農村としての八幡は、近世から大きく変わることなくあり続けた。また、明治初年に木津川の付け替え工事が行われ、洪水に見舞われることも少なくなった。明治22年(1889)に町村制が施行された際には、かつて八幡八郷と称された範囲の大半が、綴喜郡八幡町になっている。

明治末期になると、市域の北端を通る鉄道が開通し、大正、昭和にかけ、交通手段が発達するに従って、淀川水運の要衝としての役割は次第に低下した。そのようななか、昭和29年(1954)には、八幡町、都々城村、有智郷村が合併し、現在の八幡市域と同じ規模の八幡町が成立する。

昭和30年代に京都と大阪の都市圏が広がりをみせるようになると、２大都市圏の中間に位置するという立地条件により、八幡は住宅適地として新たな脚光を浴びた。昭和40年代後半には、日本住宅公団（現在の都市再生機構）が男山団地を開発するに至り、人口が急増する。

昭和52年(1977)11月１日、八幡町は市制を施行し、京都府内で11番目の市となる八幡市が誕生した。その後も人口増加が続き、八幡市では平成５年(1993)１月末日に人口76,467人を記録したが、これをピークに以降は漸減し、現在は73,000人前後で推移している。

2-3-2　八幡市内の文化財

八幡市内の文化財について、【表2-2】で一覧を、【図2-8】で分布を示した。松花堂およびその跡は国の史跡に、また、松花堂及び書院庭園は国の名勝に指定されている。

表 2-2　八幡市内の文化財一覧

種別				No.	名称	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
国指定有形文化財	国宝	建造物		1	石清水八幡宮本社　本殿	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
				2	石清水八幡宮本社　摂社　武内社本殿	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
				3	石清水八幡宮本社　瑞籬	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
				4	石清水八幡宮本社　幣殿及び舞殿	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
				5	石清水八幡宮本社　楼門	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
				6	石清水八幡宮本社　東門	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
				7	石清水八幡宮本社　西門	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
				8	石清水八幡宮本社　廻廊	平成28年2月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
	重要文化財	建造物		1	石清水八幡宮　摂社　若宮社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
				2	石清水八幡宮　摂社　若宮殿社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
				3	石清水八幡宮　摂社　水若宮社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
				4	石清水八幡宮　摂社　住吉社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
				5	石清水八幡宮　東総門	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
				6	石清水八幡宮　西総門	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
				7	石清水八幡宮　北総門	平成20年12月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
				8	石清水八幡宮　摂社　狩尾社本殿	平成20年12月2日	石清水八幡宮	橋本狩尾
				9	石清水八幡宮　五輪塔	昭和32年2月19日	石清水八幡宮	八幡高坊
				10	伊佐家住宅　主屋	昭和50年6月23日	個人	上津屋浜垣内
				11	伊佐家住宅　長蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内
				12	伊佐家住宅　内蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内
				13	伊佐家住宅　東蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内
				14	伊佐家住宅　乾蔵	昭和55年12月18日	個人	上津屋浜垣内
				15	正法寺　本堂	昭和59年5月21日	正法寺	八幡清水井
				16	正法寺　大方丈	昭和59年5月21日	正法寺	八幡清水井
				17	正法寺　唐門	昭和59年5月21日	正法寺	八幡清水井
		美術工芸品	絵画	18	絹本著色如来像	昭和52年6月11日	正法寺	八幡清水井
				19	絹本著色石清水曼荼羅図	昭和34年12月18日	正法寺（京都国立博物館寄託）	八幡清水井
			彫刻（像内納入品を含む）	20	木造達磨大師坐像	昭和2年4月25日	圓福寺	八幡福禄谷
				21	木造阿弥陀如来立像	昭和10年4月30日	寿徳院（京都国立博物館寄託）	八幡山路
				22	紙本墨書筑前国守庁宣写	昭和10年4月30日	寿徳院（京都国立博物館寄託）	八幡山路
				23	紙本墨書仮名消息、詠草、夢記	昭和10年4月30日	寿徳院（京都国立博物館寄託）	八幡山路
				24	木造阿弥陀如来坐像	大正6年4月5日	正法寺	八幡清水井
				25	木造元三大師坐像	大正7年9月12日	正法寺（京都国立博物館寄託）	八幡清水井
				26	木造行教律師坐像	大正12年8月4日	神應寺	八幡西高坊
				27	木造釈迦如来坐像	昭和10年4月30日	法園寺	八幡源氏垣外
				28	消息料紙墨書法華経	昭和10年4月30日	法園寺（京都国立博物館寄託）	八幡源氏垣外
				29	紙本墨書法華経	昭和10年4月30日	法園寺（京都国立博物館寄託）	八幡源氏垣外
				30	紙本墨書梵網経	昭和10年4月30日	法園寺（京都国立博物館寄託）	八幡源氏垣外
				31	紙本墨書文永四年行清奉納目録並ニ再興文書	昭和10年4月30日	法園寺（京都国立博物館寄託）	八幡源氏垣外
				32	木造薬師如来立像	明治34年8月2日	薬薗寺	八幡森垣内
				33	木造童形神坐像	平成18年6月9日	石清水八幡宮	八幡高坊
			工芸品	34	石燈籠	昭和37年2月2日	石清水八幡宮	八幡高坊
			書跡典籍	35	類聚国史　巻第1、第5	昭和38年7月1日	石清水八幡宮	八幡高坊
				36	石清水八幡宮　護国寺略記	平成12年6月27日	石清水八幡宮	八幡高坊
				37	大方等大集経	昭和54年6月6日	正法寺（京都国立博物館寄託）	八幡清水井
				38	大般若経	昭和11年5月6日	圓福寺	八幡福禄谷
			古文書	39	石清水八幡宮文書	昭和36年2月17日	石清水八幡宮	八幡高坊
				40	石清水八幡宮　田中宗清願文	平成11年6月7日	石清水八幡宮	八幡高坊
	国指定史跡名勝天然記念物	史跡		41	松花堂およびその跡	昭和32年7月1日	石清水八幡宮 八幡市	八幡高坊 八幡女郎花
				42	石清水八幡宮境内	平成24年1月24日	石清水八幡宮　ほか	八幡高坊 八幡平ノ山 八幡大芝
		名勝		43	松花堂及び書院庭園	平成26年10月6日	八幡市	八幡女郎花
国登録有形文化財		建造物		1	中村家住宅　大歌堂	平成24年8月13日	個人	八幡山柴
				2	中村家住宅　上の蔵	平成24年8月13日	個人	八幡山柴
				3	中村家住宅　表門	平成24年8月13日	個人	八幡山柴

種別			No.	名称	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
府指定 有形文化財	建造物		1	正法寺　小方丈	昭和58年4月15日	正法寺	八幡清水井
			2	正法寺　書院	昭和58年4月15日	正法寺	八幡清水井
			3	正法寺　鐘楼	昭和58年4月15日	正法寺	八幡清水井
			4	松花堂	昭和59年4月14日	八幡市	八幡女郎花
			5	善法律寺　本堂	平成16年3月19日	善法律寺	八幡馬場
			6	善法律寺　表門	平成16年3月19日	善法律寺	八幡馬場
			7	御園神社　本殿	平成19年3月16日	御園神社	上奈良御園
			8	石清水八幡宮　摂社　石清水社本殿	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊
			9	石清水八幡宮　摂社　石清水社神水舎	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊
			10	石清水八幡宮　摂社　石清水社鳥居	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊
			11	石清水八幡宮　校倉（宝藏）	平成21年3月24日	石清水八幡宮	八幡高坊
	美術工芸品	彫刻	12	木造神像　男神像	平成10年3月13日	石清水八幡宮	八幡高坊
			13	木造神像　女神像	平成10年3月13日	石清水八幡宮	八幡高坊
			14	木造神像　僧形神像	平成10年3月13日	石清水八幡宮	八幡高坊
			15	木造阿弥陀如来立像	平成23年3月25日	宝寿院（山城郷土資料館寄託）	美濃山大塚
			16	木造阿弥陀如来立像	平成30年3月23日	正法寺	八幡清水井
		工芸品	17	鰐口	昭和60年5月15日	神應寺	八幡西高坊
			18	雲版	昭和61年4月15日	本妙寺	八幡城ノ内
		書籍典籍	19	紺紙金字無量寿経	平成19年3月16日	正法寺（山城郷土資料館寄託）	八幡清水井
			20	紺紙金字観無量寿経	平成19年3月16日	正法寺（山城郷土資料館寄託）	八幡清水井
			21	紺紙金字阿弥陀経	平成19年3月16日	正法寺（山城郷土資料館寄託）	八幡清水井
		古文書	22	正法寺文書	平成4年4月14日	正法寺（山城郷土資料館寄託）	八幡清水井
			23	林家文書	平成23年3月25日	個人（山城郷土資料館寄託）	八幡清水井
		考古資料	24	石清水八幡宮境内出土品	平成30年3月23日	石清水八幡宮	八幡東浦
府指定 史跡 名勝 天然記念物	史跡		25	狐谷横穴群	昭和58年4月15日	京都府	美濃山狐谷
	名勝		26	正法寺庭園	平成元年4月14日	正法寺	八幡清水井 八幡式部谷
	天然記念物		27	石清水八幡宮御文書庫のクスノキ 及び神楽殿のクスノキ	昭和61年4月15日	石清水八幡宮	八幡高坊
府登録 有形文化財	建造物		1	内神社　本殿	昭和58年4月15日	内神社	内里内
			2	松花堂 書院・玄関	昭和59年4月14日	八幡市	八幡女郎花
府登録 無形文化財	民俗		3	御園神社のずいき御輿・天狗・獅子	平成19年3月16日	上奈良区（保護団体）	上奈良御園
市指定文化財	美術工芸品	絵　画	1	松鳩図絵馬	昭和61年5月27日	石清水八幡宮	八幡高坊
			2	神応寺　障壁画	平成9年11月11日	神應寺	八幡西高坊
			3	絹本著色孔雀図	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
			4	絹本著色行教和尚像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
			5	絹本著色僧形八幡像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
		彫　刻	6	木造地蔵菩薩立像	昭和61年5月27日	世音寺	八幡神原
			7	木造釈迦如来坐像	平成8年12月3日	念佛寺	八幡旦所
			8	木造天部形立像（伝帝釈天立像）	平成8年12月3日	西遊寺	橋本中ノ町
			9	木造矜羯羅童子立像	平成13年11月13日	神應寺	八幡西高坊
			10	木造制多迦童子立像	平成13年11月13日	神應寺	八幡西高坊
			11	木造地蔵菩薩立像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
			12	木造宝冠阿弥陀如来坐像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
			13	木造十一面千手観音立像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
			14	木造地蔵菩薩坐像(伝八幡大菩薩像)	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
			15	木造不動明王坐像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
			16	木造愛染明王坐像	平成18年4月4日	善法律寺	八幡馬場
		古文書	17	本妙寺文書	平成8年6月16日	本妙寺	八幡城ノ内
		考古資料	18	西山廃寺出土品	昭和61年5月27日	八幡市教育委員会	八幡東浦

種別	No.	名称	決定年月日	所有者又は管理者	所在地
府文化財環境保全地区	1	内神社文化財環境保全地区	昭和58年4月15日	内神社	内里内
	2	正法寺文化財環境保全地区	平成2年4月17日	正法寺	八幡清水井 八幡式部谷 八幡隅田口

種別			No.	名称	登録年月日	所有者又は管理者	所在地
府暫定登録 有形文化財	美術工芸品	絵　画	1	紙本著色徳川家康像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			2	紙本著色相応院像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			3	絹本著色仏涅槃図	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			4	絹本著色釈迦十六善神像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			5	絹本著色地蔵菩薩像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井

種別			No.	名称	登録年月日	所有者又は管理者	所在地
府暫定登録有形文化財	美術工芸品	絵画	6	絹本著色十王十本地仏図	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			7	絹本著色伝観経変相図	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			8	絹本著色観音像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			9	絹本著色釈迦如来像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			10	絹本著色文殊菩薩像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			11	絹本著色普賢菩薩像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			12	絹本著色十八羅漢像　右幅	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			13	絹本著色十八羅漢像　左幅	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
		彫刻	14	木造阿弥陀如来立像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			15	木造阿弥陀如来坐像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			16	木造観音菩薩坐像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
			17	木造勢至菩薩坐像	平成29年9月29日	正法寺	八幡清水井
		古文書	18	伊佐家文書	平成29年12月27日	個人	上津屋浜垣内
		考古資料	19	円筒棺 ヒル塚古墳出土	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦
			20	渦巻装飾付剣 ヒル塚古墳出土	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦
			21	方格規矩鳥文鏡 ヒル塚古墳出土	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦
		歴史資料	22	伊佐家和算関係資料	平成29年12月27日	個人	上津屋浜垣内

種別	No.	名称	登録年月日	所有者又は管理者	所在地
府暫定登録有形民俗文化財	1	八幡の神札・護符等版木及び関連用具	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦
	2	上津屋の川舟	平成29年12月27日	八幡市	八幡東浦

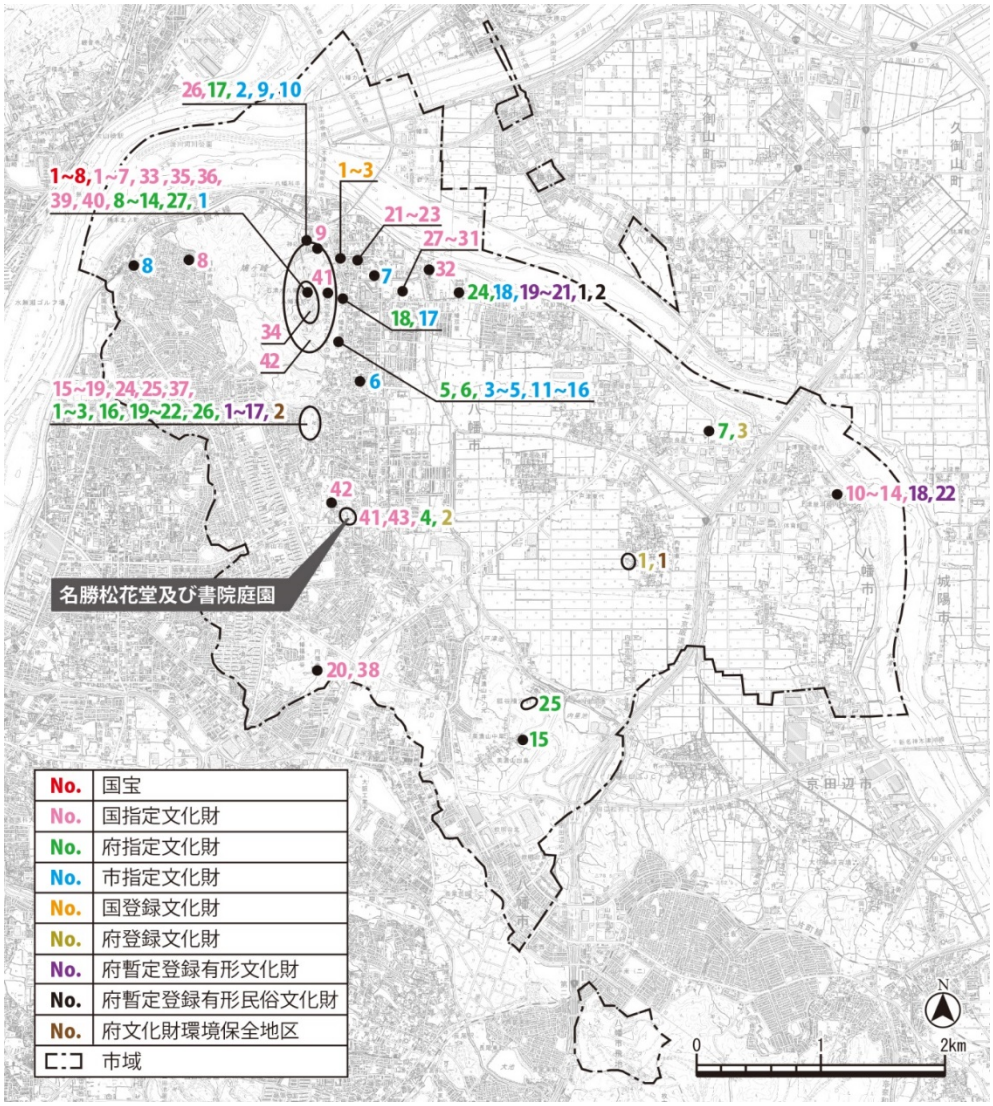

図 2-8　文化財分布図

（国土地理院発行の２万５千分１地形図を加工して作成）

２－４　社会環境

2-4-1　人口・世帯数

平成30年(2018) ３月末日現在の八幡市の人口は71,611人、世帯数は32,710世帯である。過去の推移をみると、増加傾向にあった人口は平成５年(1993)をピークに減少へと転じ、現在に至っている。一方、世帯数については平成20年(2008)以降継続的に増加傾向にあり、核家族化、高齢者世帯の増加が進んでいることがわかる。

産業では都市近郊の立地条件を活かした運輸業を中心に第３次産業が発達している。国勢調査に基づく産業別就業者数の割合（平成27年(2015)10月１日現在）をみても、昭和50年(1975)以来、第３次産業が全体の60%を超えており、製造業を中心とした第２次産業については30%程度となっている。また、農業を中心とした第１次産業は減少傾向にあり、平成27年では２%以下である。

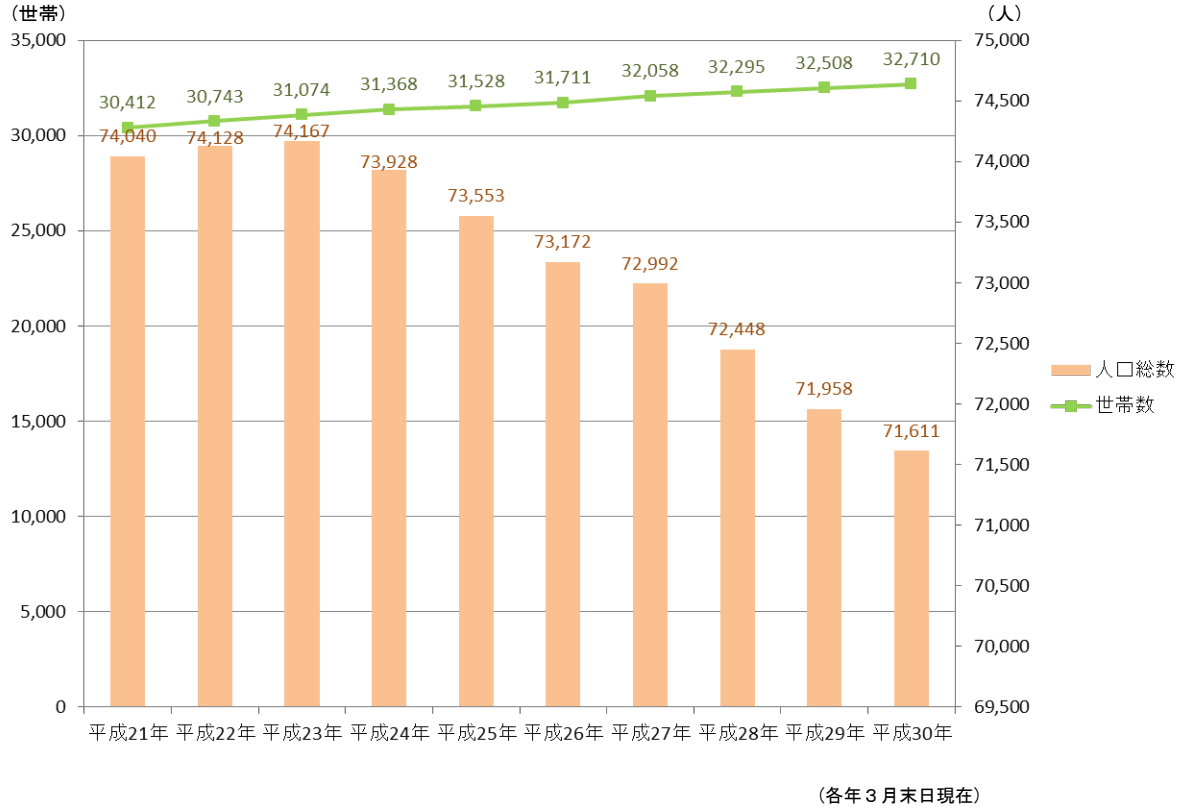

図 2-9　八幡市の人口と世帯数

（『八幡市統計書』より作成）

2-4-2　土地利用

①　現在の土地利用

八幡市市域の地目別面積（平成30年(2018)１月１日現在の課税対象地）の構成比をみると、宅地が43.9%と最も多く、以下田25.1%、畑14.3%、雑種地10.1%、山林6.3%、原野0.3%と続く。宅地は大規模な団地が男山丘陵を中心として見られ、大谷川以東は田畑が面的に広がっている。

画像 ©2018 CNES / Airbus、Digital Earth Technology、Maxar Technologies、Planet.com、地図データ ©2020

図 2-10　航空写真にみる現在の土地利用状況

（Google Earth を加工して作成）

②　土地利用の変遷

八幡市域では、明治時代の終わり頃から昭和30年(1955)頃まで大きな土地利用の変化がなく、農地が大半を占めており、集落は、男山の東麓を南北に走る東高野街道に沿って広がっていた。長く保たれてきたこの景観が一変するのは、昭和30年代のことである。京都と大阪の２大都市圏の中間に位置する八幡は、高度経済成長期を迎え、大規模な宅地開発の対象となった。また同時に、枚方バイパス（国道１号）など広域幹線道の整備も進んだ。

周囲への影響が特に大きかったのは、昭和44年(1969)に始まり、昭和51年(1976)末に終わった男山団地の開発である。八幡町の人口は、男山団地の完成によって急激に増加した。昭和50年(1975)の国勢調査では、市制施行の要件となる人口５万人を越え、昭和52年(1977)に八幡市が成立する原動力となった。男山団地の開発をきっかけに、周囲でも宅地開発が続き、男山丘陵の西側、南側一帯は住宅で埋め尽くされるようになった。その結果、市内人口のおよそ３分の１が、この地域に集中している。山林や農地が宅地化する傾向は、名勝松花堂及び書院庭園が位置する男山の東麓においても顕著にみられる。名勝指定地の周辺には、かつて農地が広がっていたが、現在、名勝は宅地に囲まれ、農地はわずかに残るのみである。

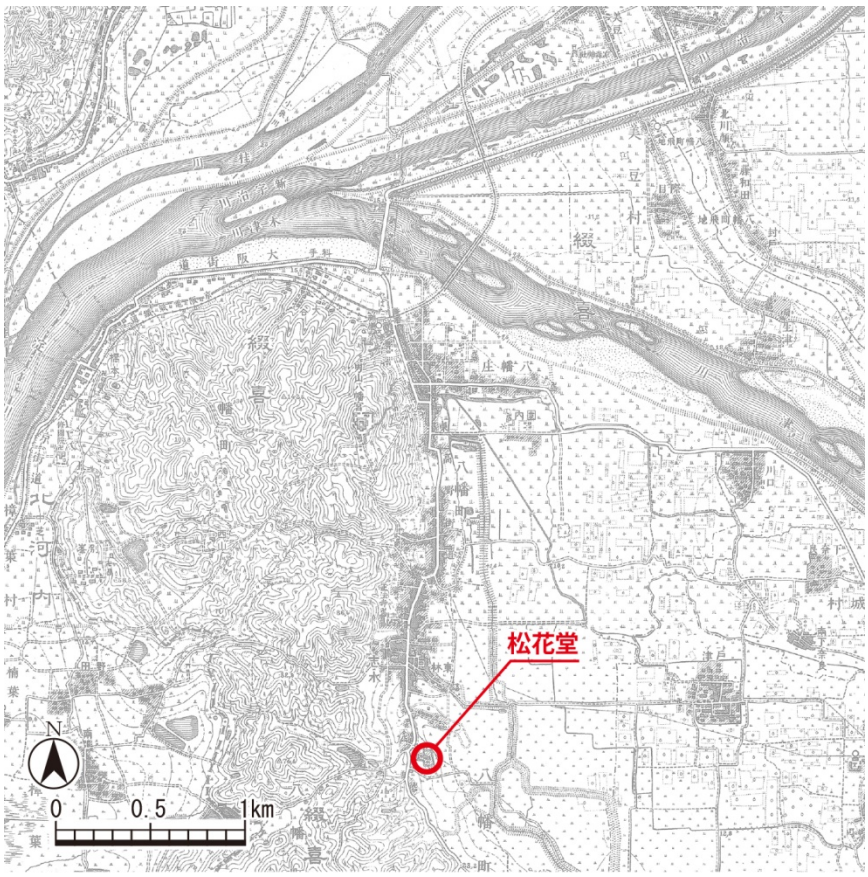

明治 41 年　（国土地理院保有旧版地図　明治 41 年測量図２万５千分１を加工して作成）

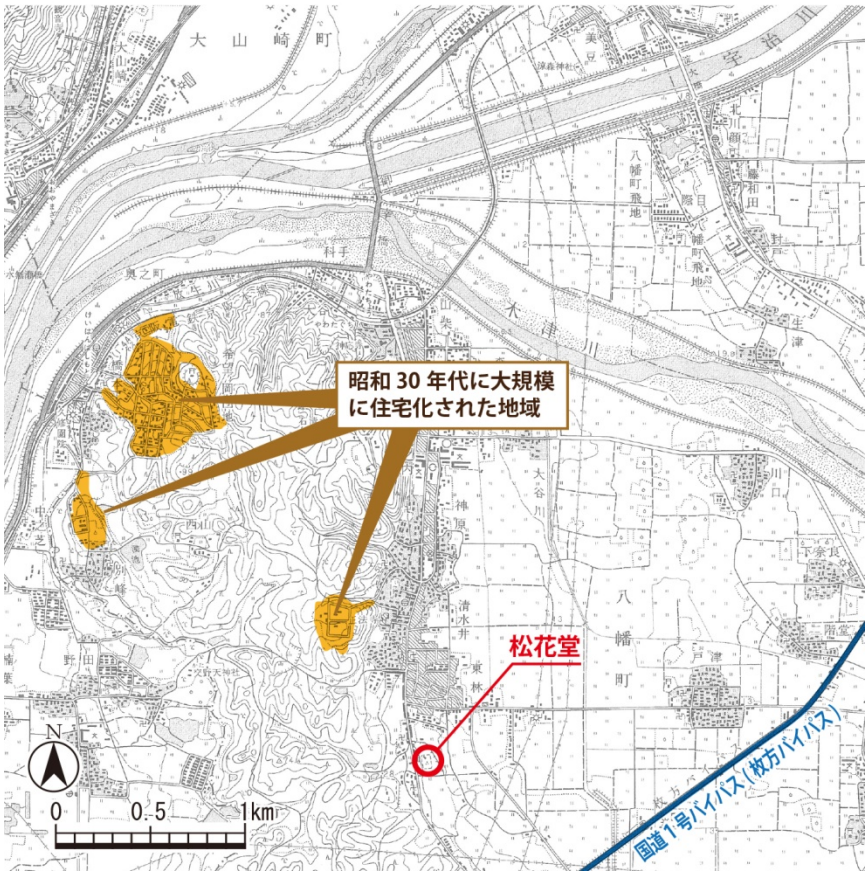

昭和 42 年　（国土地理院発行旧版地図　昭和 42 年測量図２万５千分１を加工して作成）

図 2-11　土地利用の変遷図 1

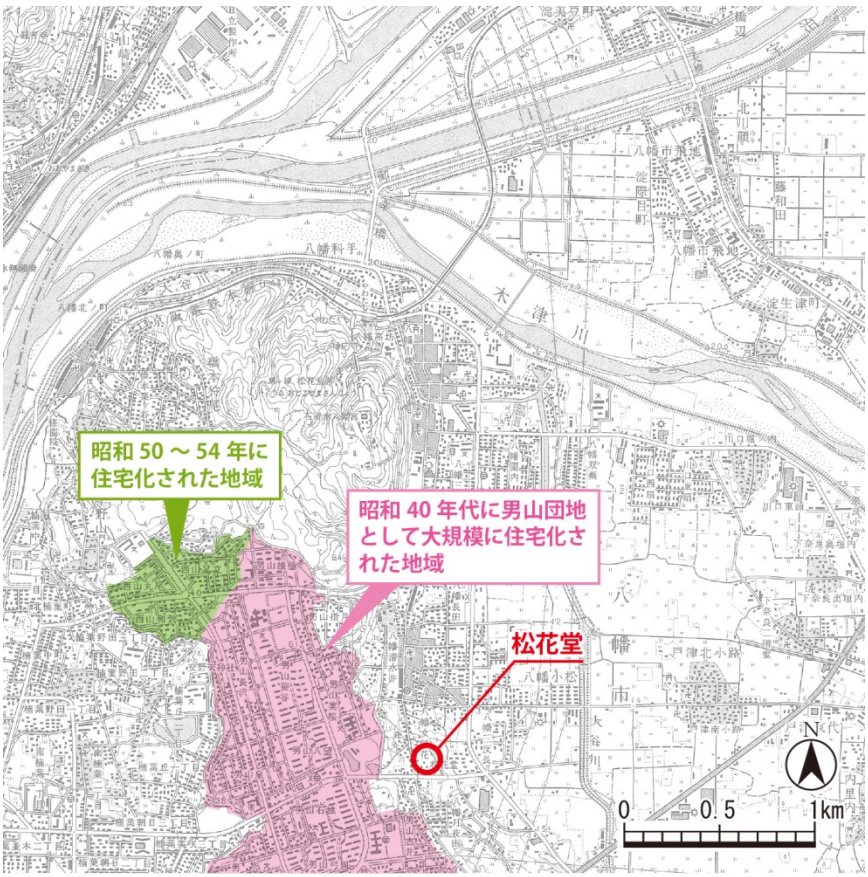

昭和 58 年　（国土地理院発行旧版地図　昭和 58 年測量図２万５千分１を加工して作成）

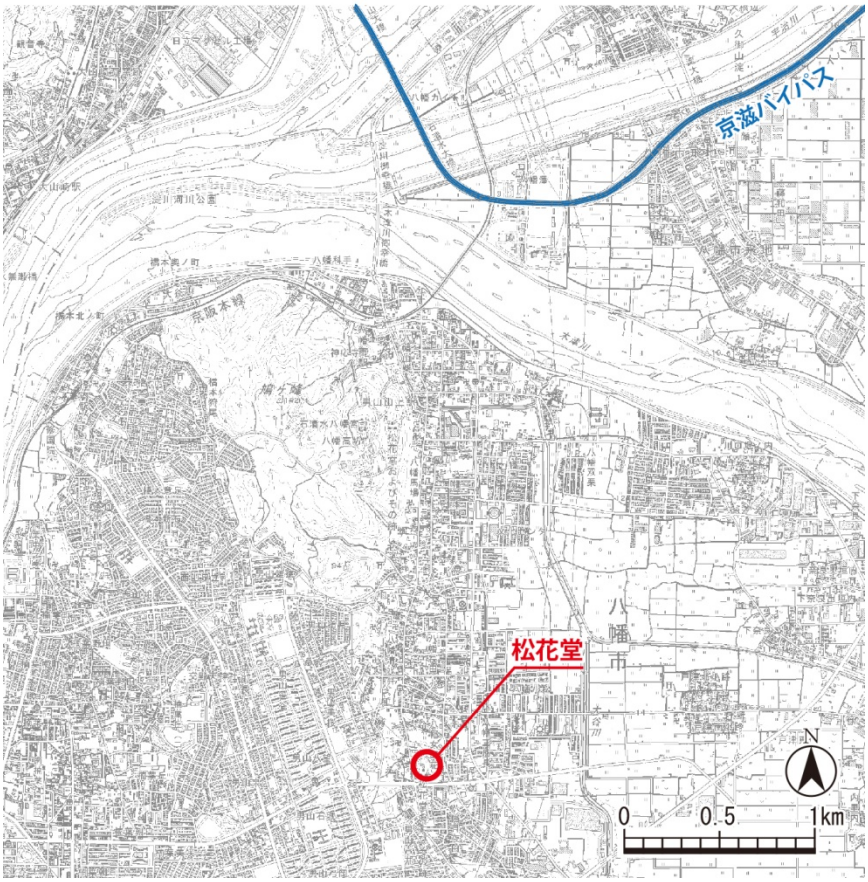

平成 30 年　（国土地理院発行の２万５千分１地形図を加工して作成）

図 2-12　土地利用の変遷図 2

2-4-3　法規制

松花堂及び書院庭園は、文化財保護法によって国の名勝に指定されており、名勝指定地内には、文化財保護法に基づく史跡指定地と、京都府文化財保護条例に基づく府指定文化財、府登録文化財が存在する。また、名勝指定地は周知の埋蔵文化財包蔵地とも重なっている。

このほか、名勝指定地及び周辺は都市計画法に基づく市街化区域になっており、用途地域の指定（第１種住居地域等）がある。また、名勝指定地を含む八幡市立松花堂庭園・松花堂美術館の施設用地は、ほぼ全域が都市公園法による都市公園に指定されている。

名勝指定地及び周辺の法規制状況と、その規制内容等をまとめたのが【表2-3】【図2-13】【図2-14】である。

表2-3　松花堂及び書院庭園及び周辺に関わる主な法規制

	指定等名称・区域名	法令等	区域	主な規制内容	許可等権限者
名勝指定地	名勝：松花堂及び書院庭園	文化財保護法	内園及び外園の一部	現状変更等の行為	文化庁長官
	史跡：松花堂およびその跡		名勝の一部、松花堂周辺		
	府指定文化財：松花堂	京都府文化財保護条例	松花堂建物	現状変更等の行為	京都府教育委員会
	府登録文化財：松花堂書院・玄関	京都府文化財保護条例	書院建物の一部：書院・次之間・玄関	現状変更等の行為	京都府教育委員会
	市街化区域（都市計画区域）	都市計画法	名勝全域	500㎡以上の開発行為	京都府
	用途地域：第１種住居地域	都市計画法 建築基準法	名勝全域	建築物の建築、工作物の築造	京都府
	都市公園：松花堂公園	都市公園法	名勝全域	公園管理者以外による公園施設の設置の許可、占用許可等	公園管理者
	周知の埋蔵文化財包蔵地：東車塚古墳	文化財保護法	内園	土木工事等の発掘届出、通知	文化庁長官
	周知の埋蔵文化財包蔵地：女郎花遺跡		名勝全域		
名勝指定地周辺	周知の埋蔵文化財包蔵地：月夜田遺跡		名勝南側		
	周知の埋蔵文化財包蔵地：西車塚古墳、大芝古墳		名勝西側		
	史跡：石清水八幡宮境内		西車塚古墳後円部	現状変更等の行為	文化庁長官または八幡市長
	市街化区域（都市計画区域）	都市計画法	名勝周辺	500㎡以上の開発行為	京都府
	用途地域：第１種住居地域等住居系用途	都市計画法 建築基準法	名勝周辺	建築物の建築、工作物の築造	京都府

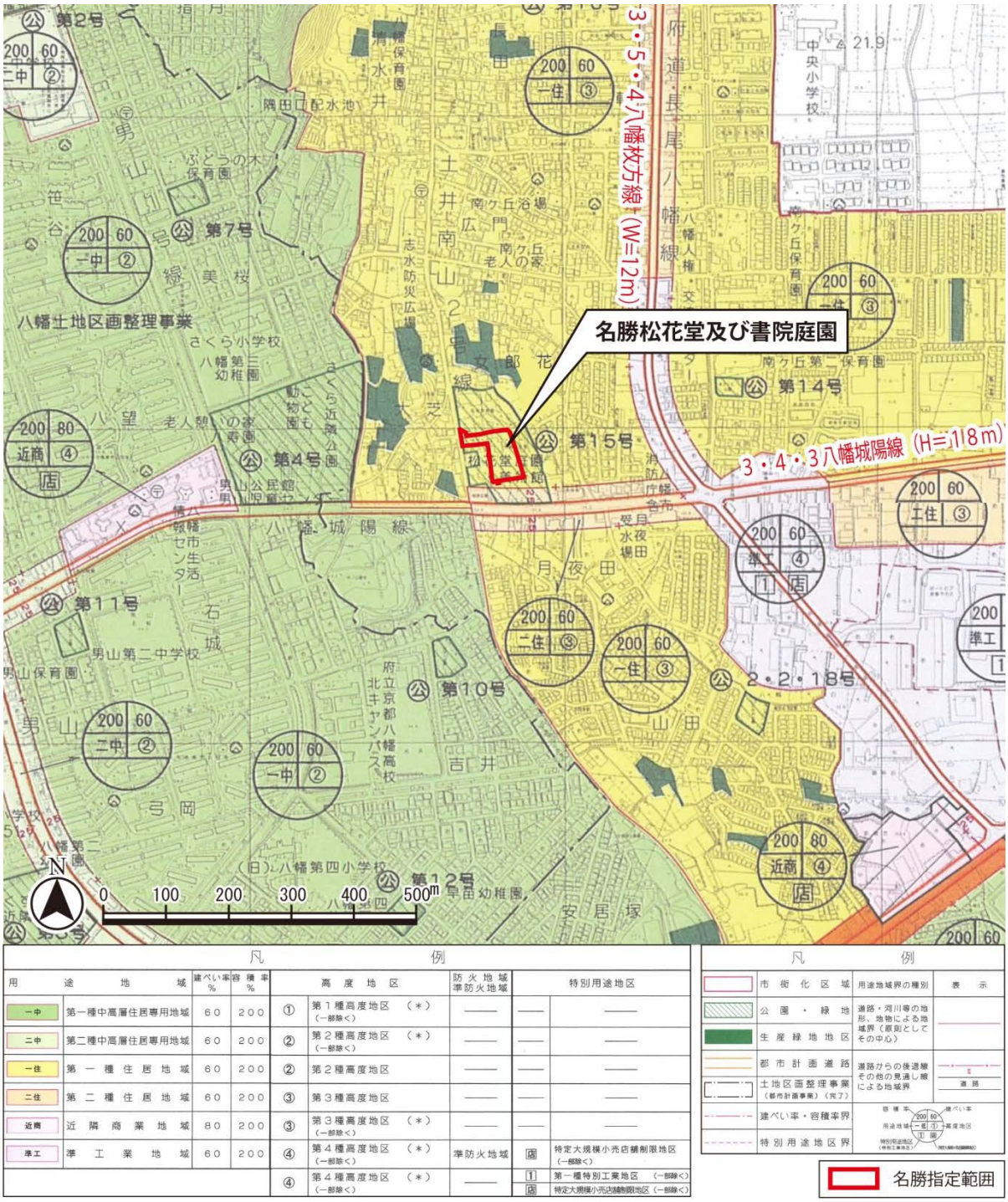

図 2-13　法規制図 1：都市計画法・建築基準法・都市公園法
（平成 24 年(2012)11 月作成の八幡市都市計画総括図を加工して作成）

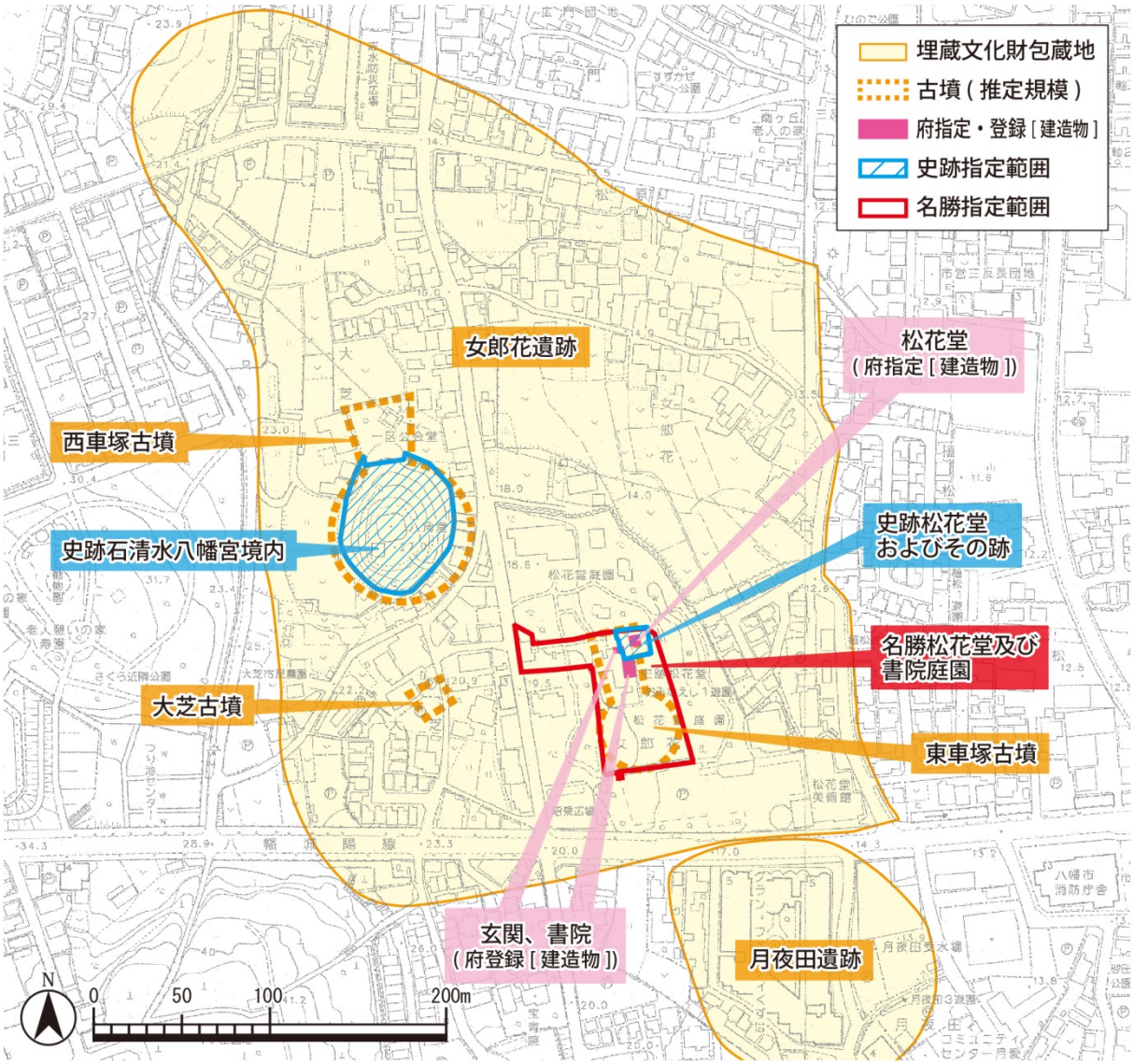

図 2-14　法規制図 2：文化財保護法・京都府文化財保護条例
（1:2500 国土基本図、松花堂平面図を加工して作成）

2-4-4　交通体系

八幡市の交通網は、道路、鉄道、路線バスからなる。市内の交通は、道路網によるところが大きく、高速道路、国道、府道と、それらを結ぶ市道が市域全体を覆っている。

市域中央部を横断する幹線道路（国道１号）を中心に、市域北部を京滋バイパス、旧京阪国道（府道13号）が通り、南北方向には府道22号・735号・251号、東西方向には府道281号が通る。高速道路のICは、市域の東端に第二京阪道路の八幡東ICが、南端に京田辺松井ICがあり、京田辺松井ICは、建設中の新名神高速道路との結節点、八幡京田辺JCT・ICでもある。平成29年(2017)に八幡京田辺―城陽間が完成し、供用開始された。

鉄道は、京阪電気鉄道（京阪）の本線が市域北部を通っており、市域に石清水八幡宮駅と橋本駅の２駅がある。また、石清水八幡宮駅に隣接する八幡宮口駅と八幡宮山上駅との間を、石清水

八幡宮参道ケーブルが結んでいる。名勝松花堂及び書院庭園は、京阪本線の石清水八幡宮駅と樟葉駅（大阪府枚方市）からほぼ等距離にあり、両駅から路線バスが連絡している。最寄りのバス停留所は、大芝・松花堂前である。

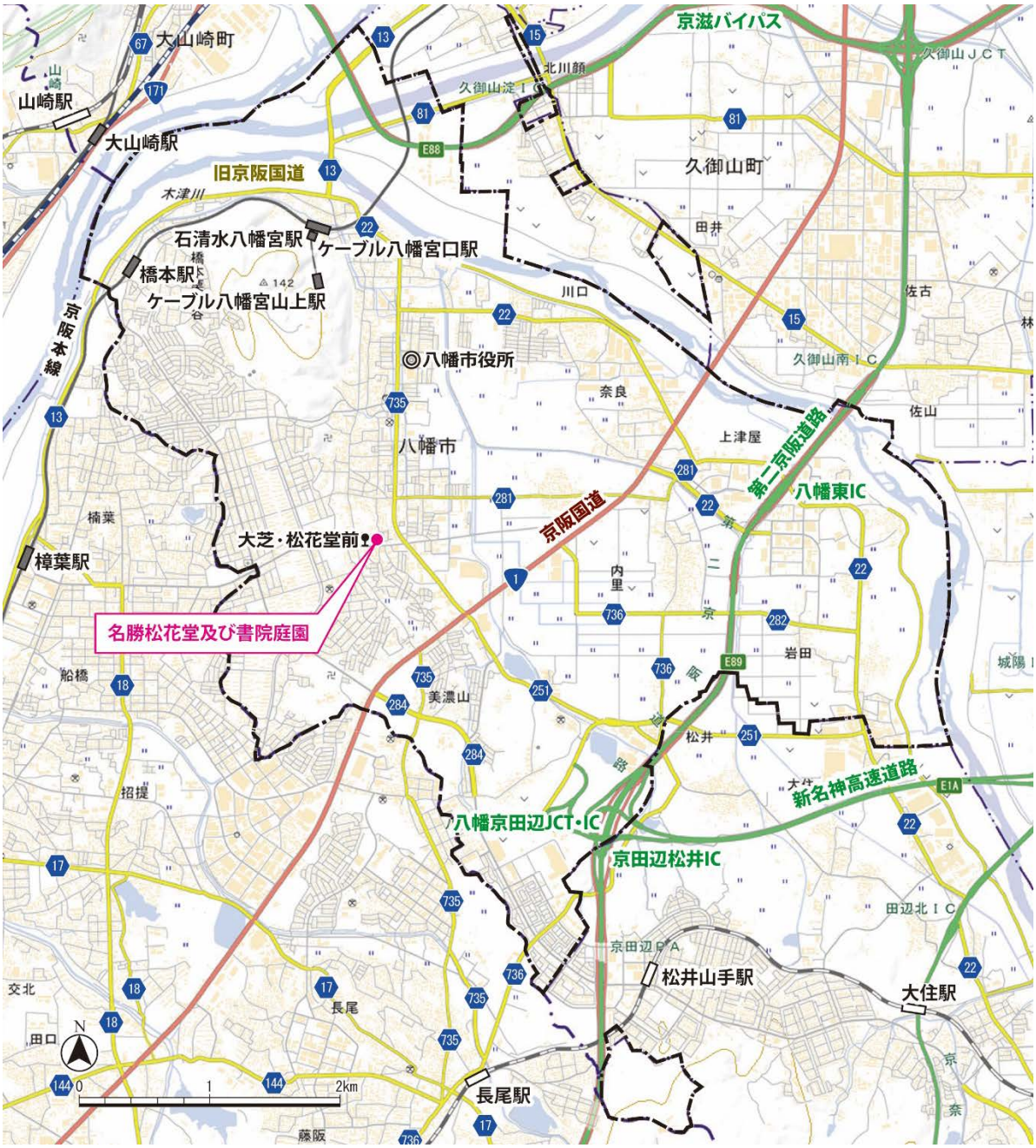

図 2-15　交通網図

（国土地理院の電子地形図（タイル）を加工して作成）

2-4-5　文化施設・観光資源

①　文化施設

八幡市の文化施設は、公益財団法人やわた市民文化事業団が運営する松花堂庭園・松花堂美術館、八幡市文化センターのほか、市民が日常的に文化活動を行う場として、生涯学習センター、市民交流センター、ふるさと学習館、公民館やコミュニティーセンターなどがあり、文化団体の活動や発表の場として利用されている。また、石清水八幡宮や寺院なども文化活動の場となっている。

②　観光資源

八幡市には、多くの歴史的・自然的な観光資源がある。なかでも日本三大八幡宮のひとつであり、古代以来の歴史を有する石清水八幡宮は、八幡市において最も重要な歴史的観光資源となっている。また、自然的観光資源としては、動植物が豊富な男山や、桂川、宇治川、木津川の三川が合流し、サクラの名所として知られる背割堤地区、市域東部の上津屋橋（流れ橋）がある。

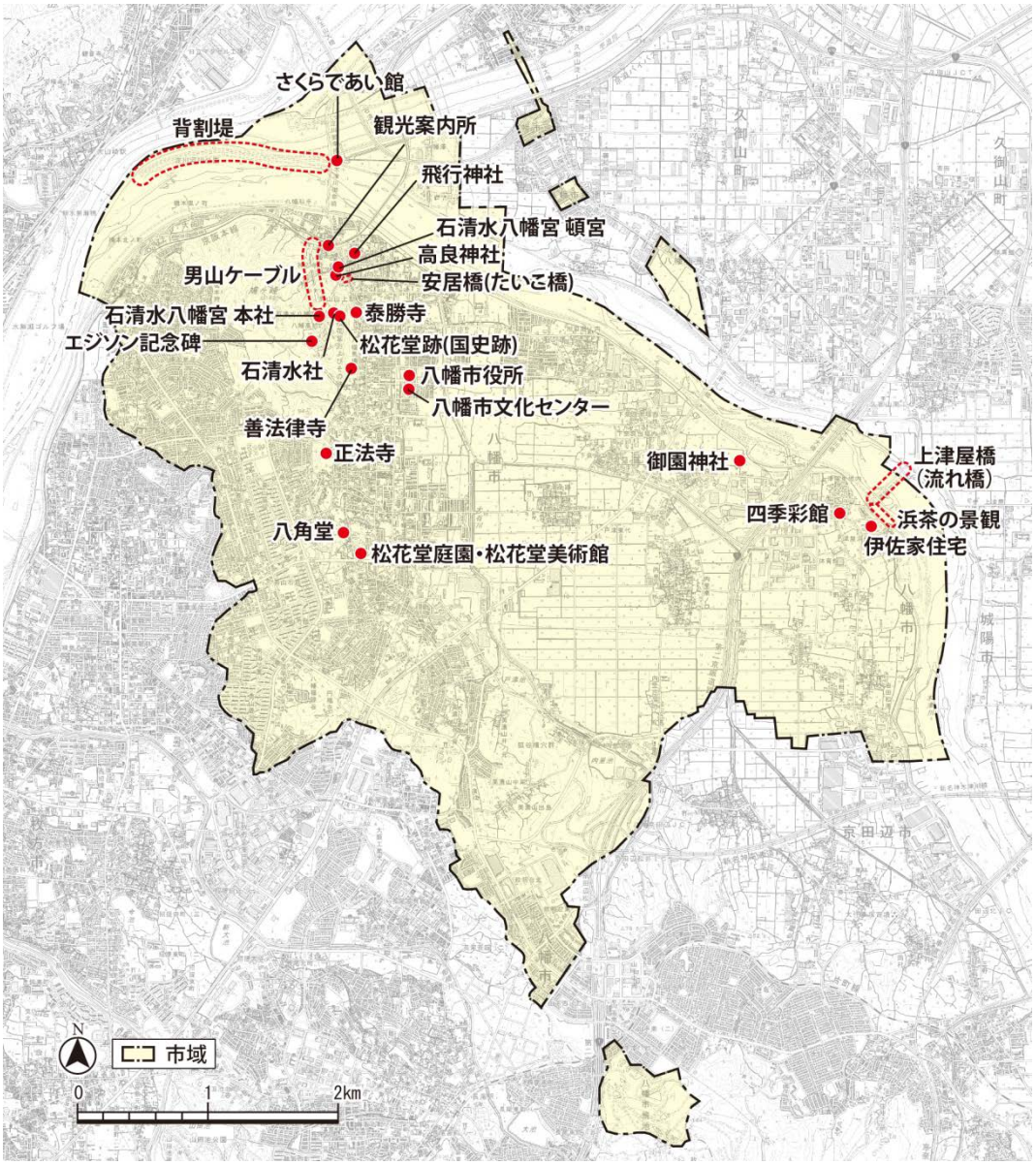

図 2-16　観光資源分布図

（国土地理院発行の２万５千分１地形図を加工して作成）

石清水八幡宮

石清水八幡宮 鬼やらい神事

安居橋（たいこ橋）

勅祭 石清水祭（左：放生行事 胡蝶の舞、中央：神幸の儀、右：還幸の儀）

飛行神社

正法寺

善法律寺

四季彩館

ずいきみこし（御園神社祭礼）

太鼓まつり（高良神社祭礼）

背割堤

上津屋橋（流れ橋）

写真 2-1　八幡市の観光資源

平成29年(2017)の八幡市の観光入込客数は約260万１千人であった。そのうち石清水八幡宮が115万人で全体の４割強、背割堤地区が約77万８千人で全体の約３割を占めている。目的別からみると平成28年(2016)は「文化・歴史」が群を抜いていたが、平成29年(2017)３月に三川合流域背割堤地区に展望塔（「さくらであい館」）がオープンしたため、平成29年(2017)は「自然」を目的とする観光客が大幅に増加している。文化・歴史に区分される松花堂庭園は約２万５千人、松花堂美術館は約９千人の来訪者があった（ともに平成29年数値)。

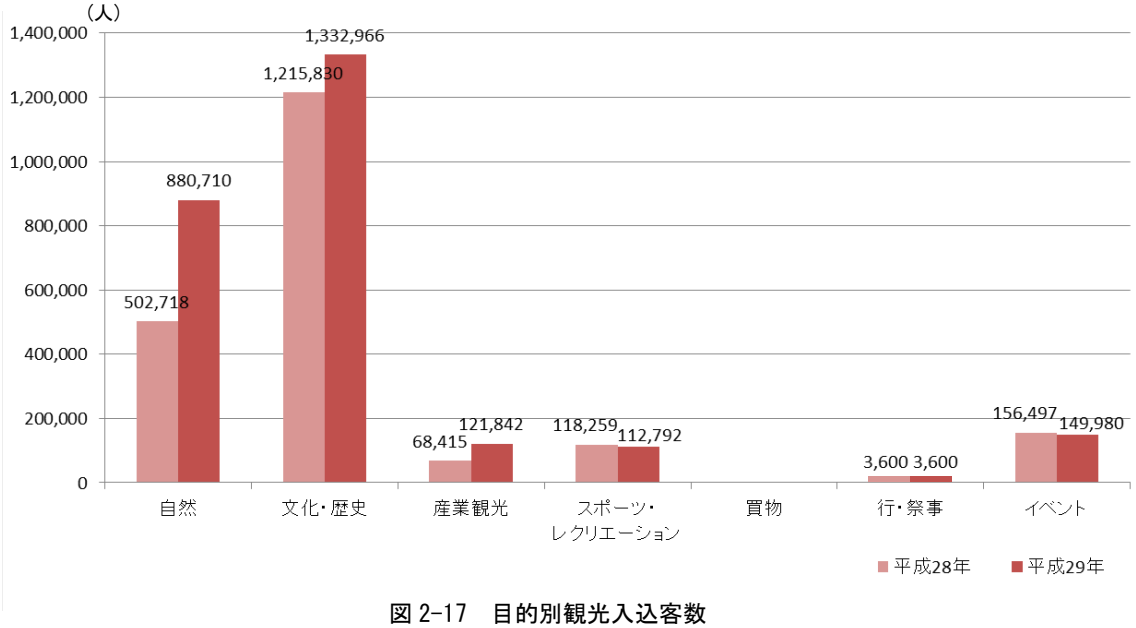

図 2-17　目的別観光入込客数

（『京都府観光入込客調査報告書』（平成 28・29 年）より作成）

観光入込客数の過去５年間の経年変化をみると、平成27年(2015)まで180万人前後であったものが、平成28年(2016)に200万人を超え、平成29年(2017)にはさらに大きく増加している。また【図2-19】をみると季節的に２季型の観光地となっていて、平成28年(2016)までは特に１月が安定して高い入込客数を維持していたが、平成29年(2017)にははじめて４月の入込客数が１月を大きく上回った。この４月の大幅な入込客数の増加も「さくらであい館」のオープンが影響しているとみられる。

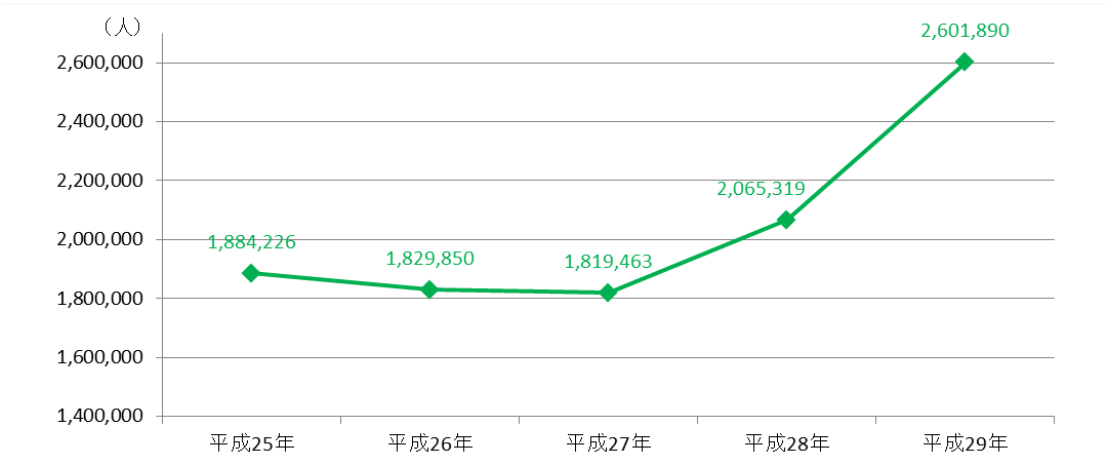

図 2-18　八幡市の観光入込客数の推移

（『京都府観光入込客調査報告書』（平成 25～29 年）より作成）

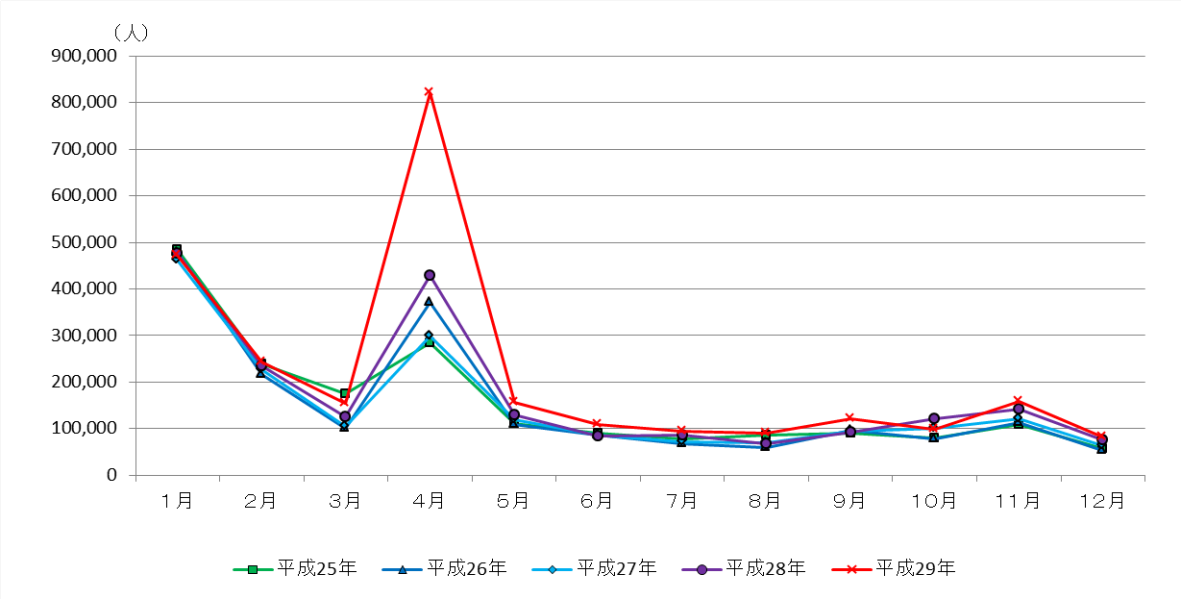

図 2-19　月別観光入込客数

（『京都府観光入込客調査報告書』（平成 25～29 年）より作成）

2-4-6　学校・教育

八幡市には幼稚園が６園、認定こども園が３園、小学校が８校、中学校が４校、高等学校が１校ある。平成21～30年(2009～2018)の10年間をみると、平成22年(2010)以降、児童数は減少傾向が続いており、生徒数も年度によって増減がみられるものの、全体として減少傾向にあることがわかる。

八幡市の平成30年(2018)の園児、児童、生徒数は5,638人で、平成21年(2009)の6,223人から585人減少している（園児は市立幼稚園５園のみの数値）。

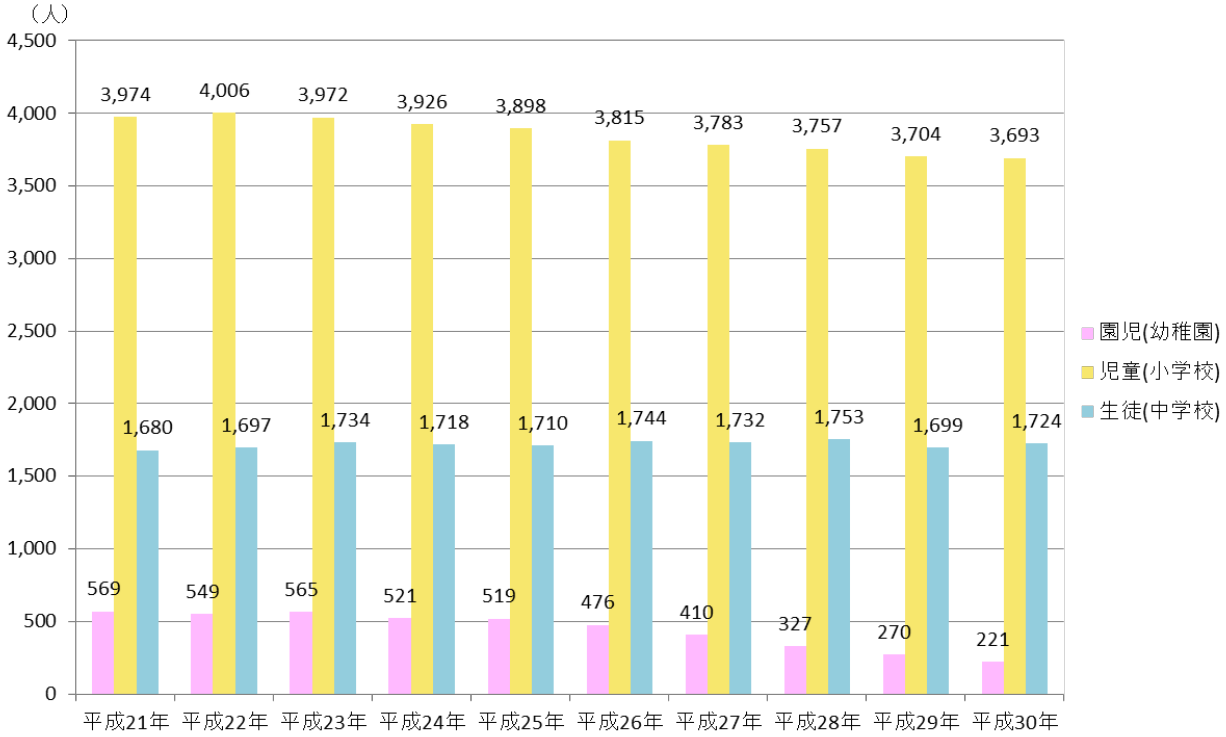

（各年５月１日現在）

図 2-20　園児・児童・生徒数

（『八幡市統計書』より作成）

2-4-7　上位計画・関連計画

①　第５次八幡市総合計画

本計画の上位計画として、第５次八幡市総合計画がある。その概要は以下の通りである。

策定：平成30年(2018) ３月

期間：平成30年(2018)～令和９年(2027) (10年間)

平成30年度から令和４年度までの５年間を前期基本計画とし、中間見直しを実施した上で、令和５年度から令和９年度までを後期基本計画とする。

基本構想

まちの将来都市像

「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち」

～住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～

まちづくりの進め方

「みんなで創るまちづくり」

「シビックプライド（愛着と誇り）によるまちづくり」

「将来世代に豊かな生活を引き継ぐサステイナブル（持続可能）なまちづくり」

まちづくりの基本目標

基本目標１　ともに支え合う「共生のまち やわた」

基本目標２　子どもが輝く「未来のまち やわた」

基本目標３　誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」

基本目標４　自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」

基本目標５　しなやかに発展する「活力のまち やわた」

基本目標６　持続可能な「安心・安全のまち やわた」

このうち、名勝松花堂及び書院庭園に関わる基本目標４について、概要を以下に示す。

基本目標４　自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」

第１節「シビックプライドの醸成」

めざす姿：市民が八幡市の自然や歴史、文化芸術に触れる機会を通じて、生活が豊かになるとともに、まちへの愛着と誇りが高まっています。

第２節「幸せと出逢う観光まちづくり」

めざす姿：多くの人が八幡市を訪れ、その豊かな自然と歴史・文化芸術に出逢い、幸せを感じられる環境が整っています。

第５次八幡市総合計画では、基本目標４の第１節に関する施策の方針として、①文化芸術活動の振興、②お茶のある幸せの風景の創出、③豊かな自然・歴史との触れ合い、の３点をあげ、②の茶文化にまつわる取り組みとして、松花堂の活用に言及している（【表2-4】参照)。

表2-4　第5次八幡市総合計画の基本目標4第1節に関する施策の方針

①文化芸術活動の振興	
	○文化財の保存及び活用 ・国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の保存・整備とさらなる活用を進めます。 ・地域の文化財を後世に伝えるための基盤づくりとして、継続的に文化財の調査を行います。 ・市内遺跡の発掘を通じて地域の歴史的な特徴を把握し、文化財の活用に反映します。 ・地域の歴史に関する資料の収集や蓄積を図り、地域の歴史像の復元に努めます。
②お茶のある幸せの風景の創出	
	○お茶に親しむ機会の創出 ・茶文化体験をはじめ、子どもや高齢者、障がい者など多様な人々がお茶に親しめる機会の提供を、生産団体・学校等の関係団体や地域との連携により進めます。 ・本物志向・知的好奇心のある観光客を誘致するため、付加価値の高い茶会の開催を促進します。 ・市民や観光客が「八幡のお茶」を理解し、興味を持つことができるよう、八幡市産てん茶を使用した茶会・茶香服など気軽に茶文化を体験できるイベント等の実施を進めます。
	○茶文化の発信 ・本物志向で好奇心旺盛な観光客の満足度に応えるため、石清水八幡宮とつながる様々な茶文化等の地域資源と芸術等とのコラボレーションによる特徴的なイベントの開催により、新たな出逢いの創出を進めます。 ・松花堂庭園を活用した茶事体験やイベント等を通じ、若い世代を含め多くの市民と海外の観光客との国際交流を促進します。 ・松花堂昭乗や小堀遠州ゆかりの茶室で「空中茶室」と呼ばれる「閑雲軒（遺構）」について、八幡の茶文化の発信とともにPRに努め、市民とともに、「新・空中茶室」創造への機運を醸成していきます。 ・日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かし、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」や石清水八幡宮、松花堂庭園茶室を拠点とした茶文化の魅力発信を進めます。
③豊かな自然・歴史との触れ合い	
	○歴史景観の保全 ・石清水八幡宮、東高野街道、松花堂、流れ橋をはじめ市内に点在する歴史景観のさらなる保全を進めます。

同様に、基本目標４の第２節に関する施策の方針として、①「観幸のまち やわた」のブランド構築、②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進、の２点をあげている（【表2-5】参照）。ここでは、直接松花堂に言及していないものの、八幡の歴史文化を象徴する観光資源の１つとして松花堂を活用することが期待されている。

表2-5　第5次八幡市総合計画の基本目標4第2節に関する施策の方針

①　「観幸のまち やわた」のブランド構築	
	○ブランドの構築 ・観光客から選ばれる観光地となるため、市民の観光まちづくり意識の醸成や観光客の本物志向・知的好奇心を満たす付加価値の創出を図ります。 ・「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」に基づき、ブランド・コンセプト「茶文化薫るはちまんさんの門前町 ―神と仏、三つの川、人と人とが出会うまち―」に沿ったPRを進めます。 ・国宝石清水八幡宮を中心に、本市の魅力のさらなる認知度向上に向け、所縁のある「お茶」や「徒然草」などの特徴的な歴史文化を活かした相乗的かつ効果的な発信を図ります。
②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進	
	○資源を活かした周遊・体験・滞在型の広域観光の推進 ・市民・NPO・事業者等による観光資源を活かしたイベント、体験プログラムの開発・開催促進など、滞在型の観光施策の充実を促進します。

②　八幡市観光基本計画

本計画の関連計画のひとつに、八幡市観光基本計画がある。第５次八幡市総合計画で描いた将来都市像や観光振興の実現に向け、平成31年(2019) ３月に改訂を行い、「出会い広がる観幸のまち やわた」を基本理念として、５つの基本方針と６つの施策により、市民も訪れる人も観光で幸せと出逢う「観幸」のまちづくりを目指すこととした（【図2-21】【図2-22】参照）。

八幡市観光基本計画では、名勝松花堂及び書院庭園を含みこむ八幡市立松花堂庭園について、市内への集客の原動力の一つと位置づけており、史跡・名勝を含む松花堂庭園の価値をより高める整備を進めること、その価値の周知を図ること、茶室や書院などは新たな資源として活用を図ること、の３点を重点的取組と定めている。

また、観光推進施策のうち、訪日外国人旅行者に対応した「サイン・案内板整備」、周遊型観光を推進するための「東高野街道沿いの整備」、国内外への情報発信強化、市民協働によって観光推進力を高める「観光ボランティアの拡充」などは、本計画と直接関連している。

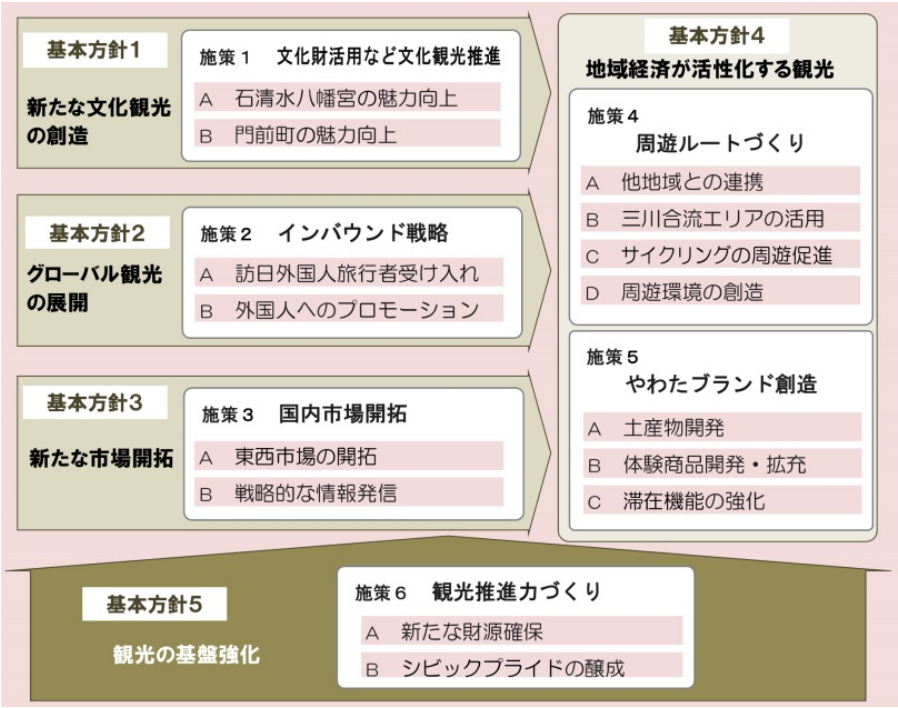

図 2-21　八幡市観光基本計画における基本方針と施策

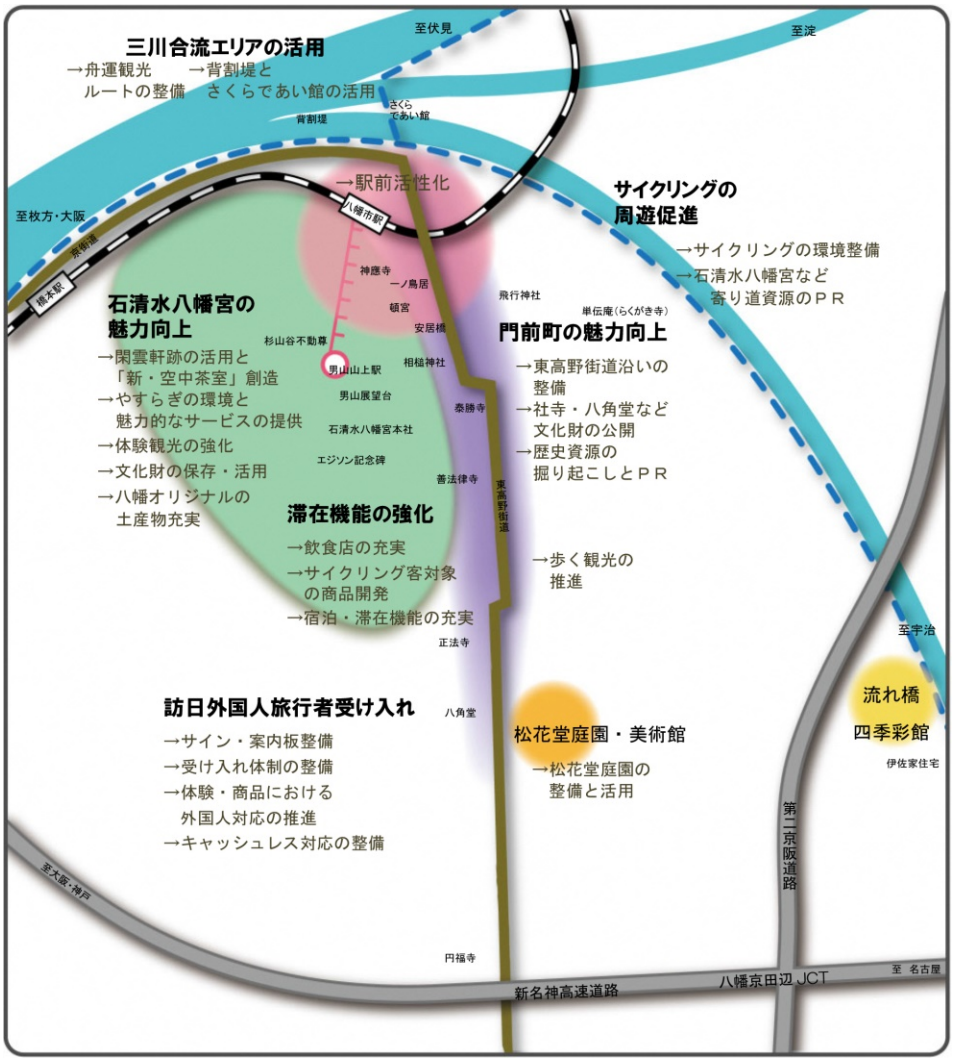

図 2-22　観光拠点形成概念図

（図2-21、図2-22とも『八幡市観光基本計画』（2019年３月改訂）所載の図を転載）

③　八幡市都市計画マスタープラン

本計画のもうひとつの関連計画として、八幡市都市計画マスタープランがある。八幡市都市計画マスタープランは、八幡市の都市計画に関する基本方針を定めるもので、社会経済情勢の変化、都市基盤の状況、第５次八幡市総合計画の策定をふまえて、平成31年(2019)３月に２回目の改定を行い、目標年次をおおむね20年後の令和20年(2038)とした。

八幡市都市計画マスタープランでは、第５次八幡市総合計画で掲げた将来都市像及びまちづくりの基本目標の考え方を踏襲し、目標の一つである「本市の特性を踏まえた“コンパクトシティ”の実現に向けたまちづくり」を念頭に将来都市構造を示した。将来都市構造の中で、松花堂庭園については「広域交流拠点」の一つと位置づけ、「市民の憩いの場やレクリエーションの場」あるいは「観光客ニーズに応じた交流拠点」として、整備や魅力の向上を図るものとした（【図2-23】【図2-24】参照)。

また、公園・緑地等の整備方針では、松花堂庭園（内園及び外園）を、都市計画公園の歴史公園に位置づけるとともに、水と緑のネットワーク体系における緑の拠点に位置づけている。また、その他都市施設の整備を図るべき「文化コミュニティ施設」としても位置づけている。

以上をふまえて、地域別構想の中では、松花堂庭園が含まれる北部地域八幡南地区のまちづくりのテーマを、「人や機能が集積し、歴史文化と調和した便利で賑わいのあるまちの再生」とし、周辺環境と調和した景観の保全に努めるとともに、本市の魅力向上に向けた景観演出などを図ることを整備方針に定めた。

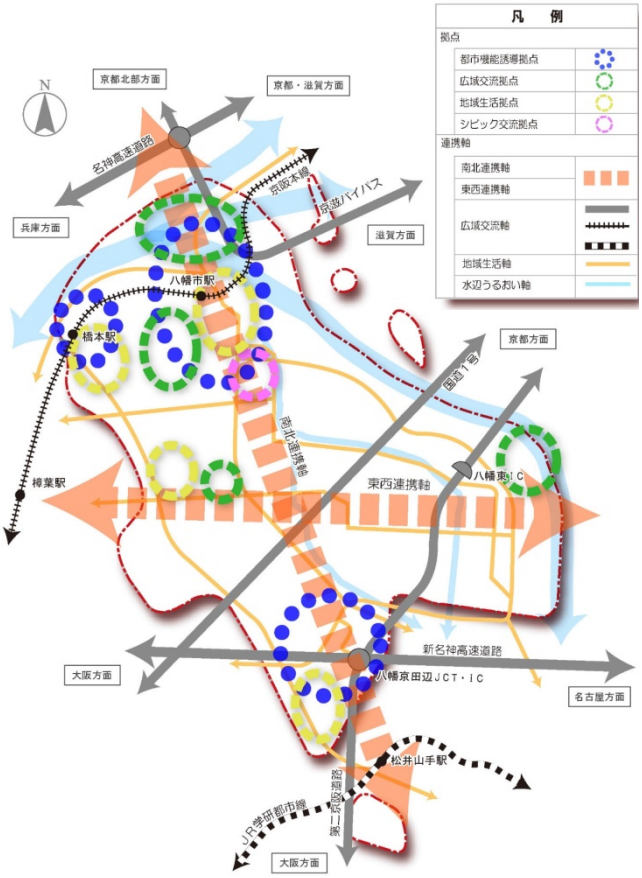

図 2-23　将来都市構造図

図 2-24　地域の整備方針図　北部地域
-八幡南地区(北③)-

(図 2-23、図 2-24 とも『八幡市都市計画マスタープラン』2019 年３月改訂　所載の図転載)

第３章　名勝松花堂及び書院庭園の概要

３－１　指定に至る経緯

名勝松花堂及び書院庭園は、明治時代後期、八幡地域の名望家である井上伊三郎が、もと石清水八幡宮境内の泉坊に所在した松花堂と客殿の一部を入手、移築し、自身の邸宅の一部としたことにはじまる。伊三郎と、伊三郎の死後に邸宅を受け継いだ二男の西村芳次郎、二代にわたり作庭した庭園は、昭和７年(1932)刊行の『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』に東車塚庭園の名称で掲載され、その価値と重要性とが認められた結果、昭和８年(1933)２月８日、史蹟名勝天然紀念物保存法第１条第２項に基づき、京都府知事から旧松花堂並庭園の名称で史蹟及び名勝の仮指定を受けた（【3-2-1】参照)。

昭和14年(1939)に芳次郎が死去すると、婿養子である西村大成が邸宅を受け継いだが、昭和27年(1952)、邸宅は一族の手を離れる。昭和32年(1957)７月１日、邸宅のうち松花堂周辺の一画、約270㎡が、文化財保護法第69条第２項に基づき、石清水八幡宮境内に位置する泉坊の旧地とともに、松花堂およびその跡の名称で史跡指定を受けた（【3-2-2】参照)。昭和８年(1933)の史蹟及び名勝仮指定の段階では、邸宅全域を対象としていたが、史跡指定にあたっては、松花堂と松花堂露地に対象を限定し、昭乗の旧宅として評価している。

昭和52年(1977)、八幡町が市制を施行し八幡市となるにあたり、記念事業として松花堂庭園を公有化し、同年11月、八幡市立松花堂庭園の名称で一般公開を開始した。公有化ののち、庭園内の建造物について調査がすすみ、昭和59年(1984)４月14日、松花堂が京都府有形文化財（建造物）の指定を受け、書院に組み込まれた泉坊客殿の一部についても、松花堂書院・玄関の名称で府有形文化財（建造物）に登録された（【3-2-4】参照)。

昭和７年(1932)の府による調査報告で一定の価値を認められながらも、以降は指定に至らなかった庭園について、あらためて評価されたのは平成に入ってのことである。平成26年(2014)10月６日、八幡市立松花堂庭園のうち、かつて個人の邸宅であった一部区域について、芸術上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値が認められ、文化財保護法第109条第１項に基づき名勝指定を受けた（【3-2-3】参照)。

３－２　指定等の状況

3-2-1　史跡及び名勝仮指定

『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』刊行の翌年、昭和８年(1933) ２月８日に、西村芳次郎の邸宅に相当する範囲（女郎花79番地）が、京都府知事によって史蹟及び名勝の仮指定を受けた。仮指定の名称は「旧松花堂並庭園」である。これは、当時の史蹟名勝天然紀念物保存法の第１条第２項に「前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ仮ニ之ヲ指定スルコトヲ得」とあることに基づくもので、大正９年(1920)の内務省告示第51号による指定の類別では、国家的なもの（第１類）と地方的なもの（第２類）のうち、第２類に相当する。

京都府告示史第一号
史蹟名勝天然紀念物保存法第一条第二項ニ依リ左ノ通仮指定ス
昭和八年二月八日　　京都府知事　齋藤　宗宜

史蹟及名勝

名称	地名地番	地目	地籍	所有者住所氏名
旧松花堂並庭園	綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花七九	宅地	一一一七坪	綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花七九 西村芳次郎

指定基準：史蹟８　由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類
　　名勝１　著名ナル公園及庭園

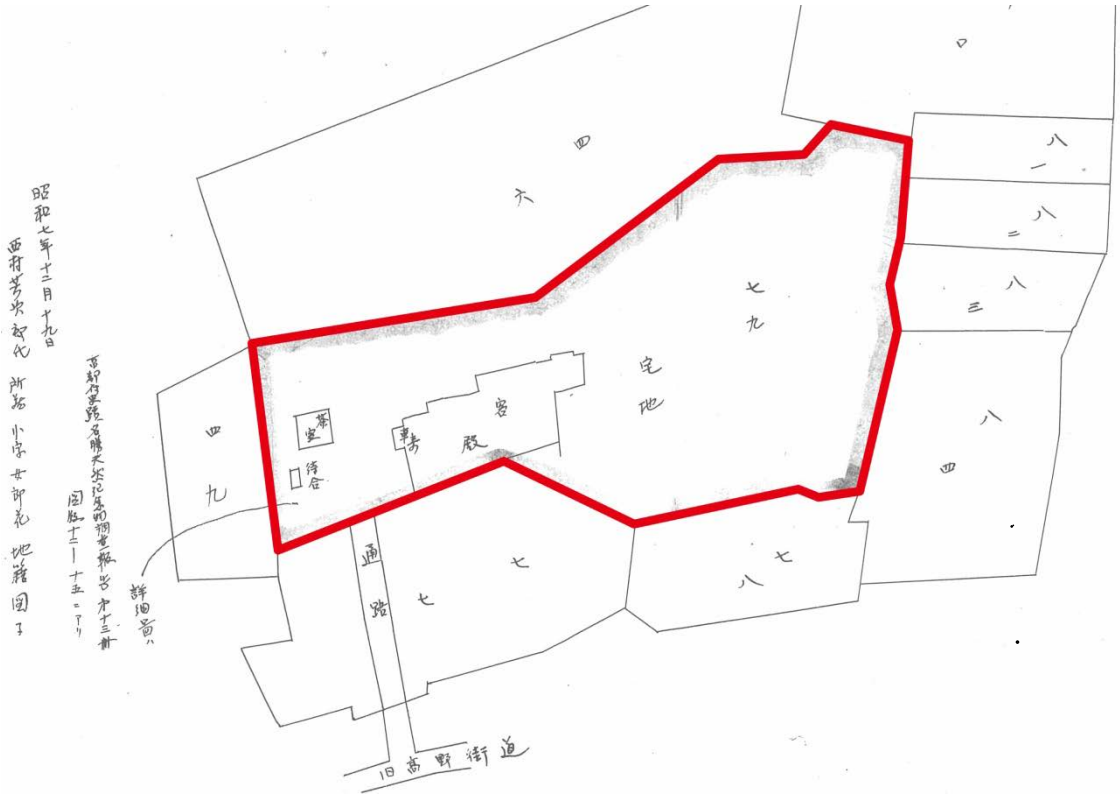

図 3-1　史跡及び名勝仮指定範囲図　　（京都府提供資料に赤色で加筆）
図中の 79 番地が仮指定範囲

3-2-2　史跡指定

昭和32年(1957) 7月１日、昭和８年(1933)に仮指定を受けていた範囲の一部が、松花堂およびその跡として史跡に指定された。史跡の所在地が２か所に分かれているのは、明治期に男山から移された松花堂遺構（松花堂・松花堂露地）と、かつて松花堂の所在した石清水八幡宮境内の松花堂・泉坊跡地が、あわせて史跡に指定されたことによる。

これにより、昭和８年(1933)の史跡及び名勝「旧松花堂並庭園」の仮指定は解除となった。旧仮指定地で史跡から外れた部分は、周知の遺跡「東車塚古墳」として取り扱うこととなった（【図3-4】参照)。

なお、指定は実測指定であったが、当時は正確な測量図がなかったため、平成20年度に八幡市が用地実測を行い、指定地域81坪783(270.35㎡)の範囲を確定、現地に境界標を設置している（【図3-5】参照)。

文化財保護委員会告示第四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第二項の規定により、次のとおり指定する。

昭和三十二年七月一日　　文化財保護委員会委員長　河井弥八

種別	名称	所在地	地域
史跡	松花堂および その跡	京都府綴喜郡八幡町 大字八幡荘字女郎花 同大字八幡町字高坊	七九番の内実測八一坪七八三 六五九番の内実測五三二坪

指定基準：８　旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類

（昭和32年時の指定基準：旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類）

指定説明文

寛永の３筆の一人として喧伝され、また絵画にも秀でた松花堂昭乗の松花堂の遺跡とその遺構である。

昭乗は瀧本坊を嗣ぎ、のちこれを弟子の乗淳に譲り泉坊に入った。寛永14年(寛永８年とも)ここに松花堂を営んで隠棲、尓後自らも松花堂と号したが、16年９月18日ここにおいて卒した。

泉坊跡は東谷にあり、瀧本坊跡の東、その比較的急な崖の下にあって、参道の西側に接する。松花堂は階段状に整地された坊地の北部に設けられていたのであって、いまその跡をとどめ、井戸がのこっている。

建物は、明治初年神仏分離にあたって撤去され、三度移されて、いま旧地の東南、大字八幡荘字女郎花にある。宝形造の屋根を戴き、方約１間半。２帖の主室に小屋、土間等を附し、持仏堂に茶室を加味したもので、簡素なしつらいの内にも風雅な趣を備え、昭乗のみならず、また当時の好尚の一端を偲び得べく、価値あるものである。

（文化庁　国指定文化財等データベースの情報をもとに、一部の漢字について表記を改めた）

指定範囲

図 3-2　史跡松花堂のうち松花堂庭園内の指定範囲図（京都府提供資料に赤色で加筆）
測量図ではない原図に基づく

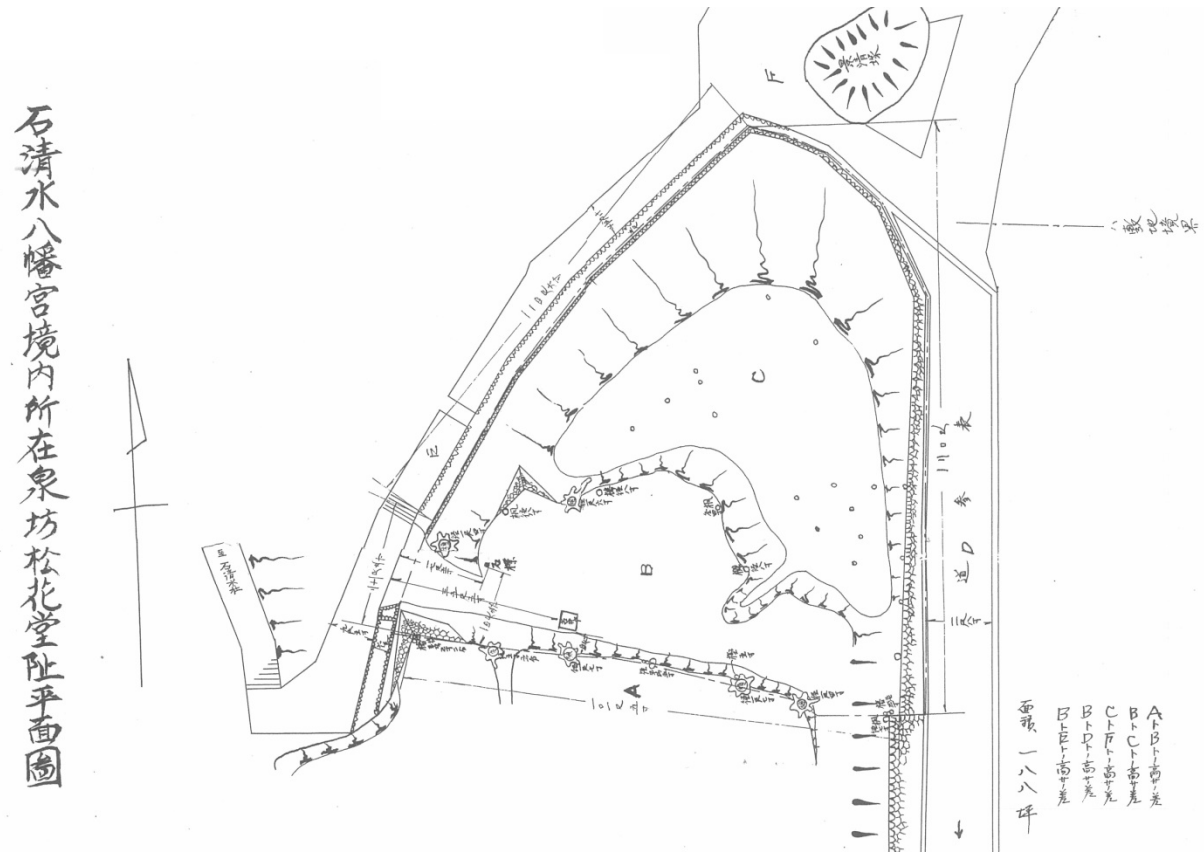

図 3-3　史跡松花堂のうち石清水八幡宮境内の泉坊松花堂跡指定範囲図　（京都府提供資料）

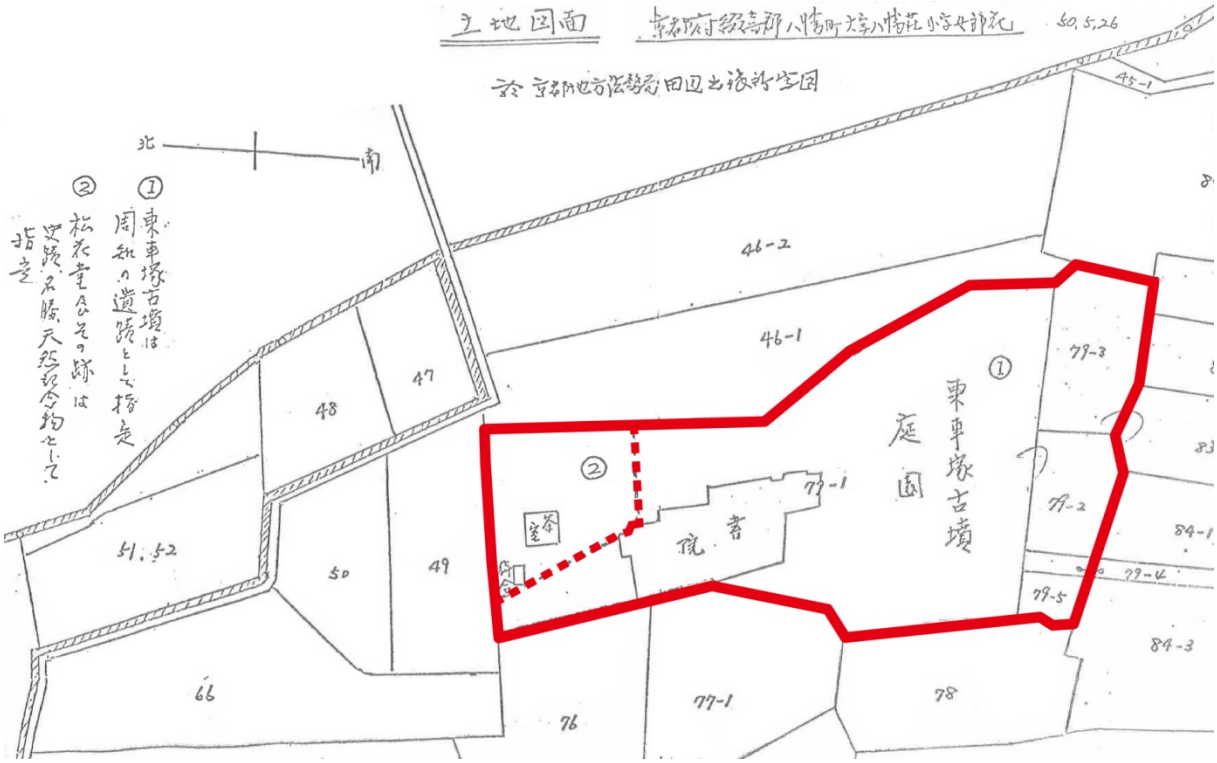

図 3-4　仮指定範囲と史跡指定範囲の関係　（京都府提供資料に赤色で加筆）

旧仮指定地 79 番地のうち、②の範囲のみ史跡に指定し、残る①の範囲については、東車塚古墳として周知の遺跡に指定するとある

図 3-5　史跡指定範囲図（確定図）　（平成 20 年度八幡市実測）

3-2-3　名勝指定

平成26年(2014)、史跡松花堂を含めた庭園が名勝に指定された。

文部科学省告示第三十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日　　文部科学大臣　下村博文

種別	名称	所在地	地域
名勝	松花堂及び書院庭園	京都府八幡市八幡女郎花	別図とおり 備考　別図は省略し京都府教育委員会及び八幡市教育委員会に備え於いて縦覧に供する。（参考図参照）

指定基準：１　公園、庭園

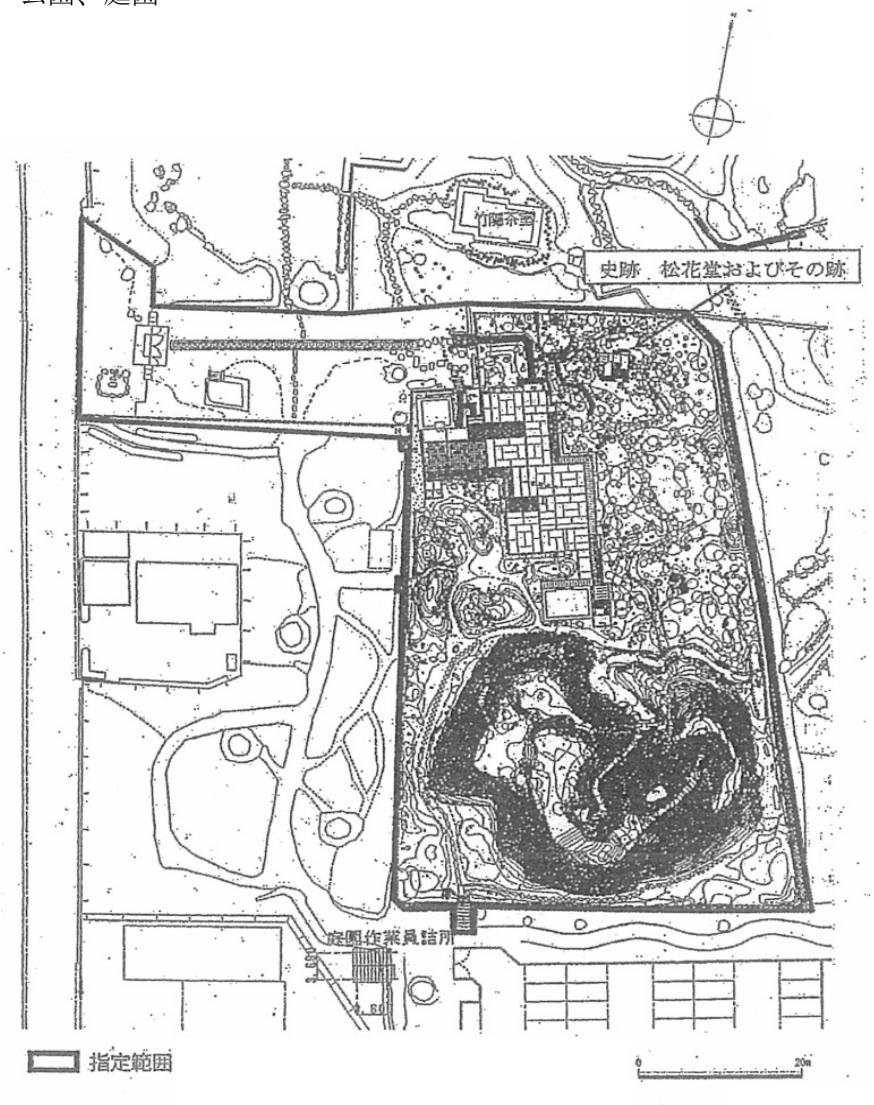

図 3-6　『官報』所載の名勝松花堂及び書院庭園指定地域参考図

（『官報』平成 26 年(2014)10 月 6 日所載の図を転載）

指定範囲

図3-7　名勝松花堂及び書院庭園指定範囲図

名勝指定地は周辺部を含めて市有地であり、内部の地番境界については市有地内のことであるので特に確定はせず今日に至っている。
指定対象地は、東辺・南辺と西辺南半と北辺東半を石垣、西辺北半と北辺西半を生垣や門で囲まれた範囲であり、座標測量に基づく丈量測量を実施して対象範囲の面積を確定し、範囲図を作成した。